

官報

昭和五十三年三月十七日

参議院會議録第九号

昭和五十三年三月十七日(金曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第九号

昭和五十三年三月十七日

午前十時開議

第一 世界觀光機關(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

第二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、議員派遣の件
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(安井謙君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

来る二十七日から四月一日までポルトガルのリスボンにおいて開催される列國議會同盟本年度春季會議に、本院から片山正英君、片山昌市君を派遣したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

○議長(安井謙君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を任命することについて、本院の同意を求めまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。村山大蔵大臣。

〔国務大臣村山達雄君登壇 拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、租税特別措置法の一部改正について申

上げます。

租税特別措置法につきましては、税負担の公平確保の見地から、引き続きその整理合理化を推進する一方、最近における社会経済情勢の推移に順み、住宅建設及び民間設備投資の促進に資するための諸措置及び中小企業対策のために必要な措置を講ずるほか、外国子会社等を通じる租税回避に対処するための税制を導入する等、所要の改正を行うこととしております。

すなわち、第一に、既存の租税特別措置の整理合理化につきましては、まず、公害防止準備金等十一項目の企業関係特別措置を廃止することとしたしております。

次に、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、工業所有権等の控除率を収入金額の五五%から三五%に引き下げることにし、特別償却制度について、航空機の特別償却割合を五分の一から六分の一に引き下げる等の措置を講ずるほか、準備金制度については、価格変動準備金の積立率を引き下げる等の縮減合理化を行うこととしております。また、登録免許税の減免措置につきましても、電源開発株式会社等の増資登記に対する軽減税率を引き上げる等の縮減合理化を行うこととしたしております。

第二に、住宅・土地税制につきましては、住宅取得控除を拡充し、民間金融機関等からの融資等を受けて新築住宅を取得した者に係る控除額を引き上げるとともに、土地譲渡益重課制度について、優良宅地を供給する場合の適用除外要件のうち適正利益要件を適正価格要件に改める等、所要の措置を講ずることとしております。

第三に、民間設備投資の促進に資するため、一年限りの臨時の措置として、省エネルギー・公害防止関連設備等及び中小企業者の取得する機械について、特別償却にかえて、その取得価額の一〇%相当額を当期の税額の二〇%相当額を限度として税額控除を認めることとしております。

第四に、外国子会社等を通じて行われる租税回避に対処するため、租税負担の著しく低い国等に所在する特定の外国子会社等の留保所得を本邦親会社等の所得に合算して課税する制度を創設することとしたしております。

以上に加え、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づく認定を受けた中小企業者に対して、欠損金の繰り戻しによる還付について特例措置を講ずるとともに、中小企業倒産防止共済法に基づき納付した共済掛金の損金算入を認めることとするほか、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例、中小企業者の貸し倒れ引当金の特例、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率の特例等期限の到来する租税特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の改正を行うこととしております。

次に、国税収納金整理資金に関する法律の一部改正について申し上げます。

昭和五十三年度の税収の伸び悩みを補い、財源の確保を図るとともに、地方財政対策等にも資するため、毎年度の歳入に組み入れるべき国税収納金等の受け入れ期間の末日を一月間延長して翌年度の五月末日に改めることとし、これにより同月中に収納される国税収納金等のうち当該年度内に納税義務が成立しているものを当該年度の歳入として組み入れることとしております。

以上、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(安井謙君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。福岡知之君。

〔福岡知之君登壇 拍手〕

○福岡知之君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法並びに国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に関し、福田総理並びに関係大臣に対し質

議員派遣の件 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

問をいたします。

およそ一國の経済、財政、税制の運営とその施策は、国民のひとしく希求する公正かつ平和で豊かな社会実現に向かつてその任務を果たすべきものと考へるべきであります。特に、石油ショックを契機とする長期の不況と雇用不安の拡大は、産業経済の停滞と内需不振を助長し、わが国財政へも深刻な打撃を与えていると言わねばなりません。すなわち、本年度予算案に象徴的に見られるごとく、財政規模の三七%を超える金額を国債に依存する結果となつてゐるのであります。政府は、本年度の財政の諸措置は臨時異例の措置であるといふことを強調してゐるのでありますが、来年度に財政が好転する見通しは全く見込めず、さらに一層の悪化が懸念されるのでございませう。このような財政混乱期とも言うべき時期にあつて最も優先されるべきことは、景気を速やかに安定成長の軌道に乗せると同時に、租税をいかに公正かつ公平に徴収するかということに着手することではないかと存じます。

昭和三十年代後半から、わが国は産業優先、なかんづく大企業中心の重化学工業主導による高度経済成長路線をとり続け、資本蓄積、国際競争力の向上などなどに税制も財政もすべてを注ぎ込んだ感があるのでございませう。また、個人の所得税に關しても、資産家、高所得者優遇の税制を堅持し続けたのであり、ここに、税制の持つ本来の意義、租税上の公平性が全く損なわれたと言つても過言ではありません。総理の強調される静かで豊かな社会を実現するためにも、まさに現存する不公平税制の是正を一刻も早く貫徹しなければならぬと存するのであります。

しかるに、今回の税制改正案では、企業関係の租税特別措置の廃止は九十一項目中わずかに十一項目、しかも、そのうち四項目は本年三月末をもって期限切れになるものであります。残存項目の中には少額貯蓄や中小企業に關する特別措置もあり、すべてを改廃する必要はないものと考へま

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

すが、本法律案程度、すなわち、昨年の租税特別措置関係の縮減合理化、これは平年度二千三百四十億円程度でございませう。これに比べ、本年度はわずかに四百九十億円程度と、昨年の五分の一にしかすぎないのであります。したがつて、この整理については全く納得しがたいものがあるわけではございません。

また、わが党がかねがね主張してまいりました利子配当所得など、いわゆる不労所得に対する優遇措置は、早急に総合累進課税に是正すべきだと考へます。ちなみに、東京都新財源研究会の計算によつては、総額三兆九千八百四十二億円のうち、わが五多額の千八百二十二億円のみの確定申告によつて所得税ないし住民税が課せられるといふにすぎなかつたのであります。他の九五%は、何らかの優遇措置を受けたことになつておるわけではございません。このような実態は、単に国の財源確保の見地からのみならず、地方自治体の財源確保という立場からも、大変大きなマイナス要因を与えているものと言わねばなりません。

さらに、不正税制の悪名高い医師優遇税制について、またまた今回何らの是正措置を講じておらないのは、まことに納得がいけないところと考へます。申すまでもなく、税制調査会は毎年是正の勧告を行い、昨年暮れの答申におきまして「何らの法的措置も講じられないといふれば、国民の政治に対する不信感はいよいよ強くなるものになるだろう。当調査会は、その是正を強く要請する」と、きわめて厳しく指摘してゐるところであります。また、会計検査院も、實際経費率の総平均が五二%で、所得税の軽減額は一人当たり七百万円を超えてゐると報告をしてゐるにもかかわらず、政府がこの際何らの是正策も講じないのはいかなる理由によるものか、しかとお尋ねをしたいところと考へます。この問題は、政府みづから積極的にかつ国民の納得する改革案を提示されるよう特に申し添え、税制の本来のあり方

と不正税制は正に關し、総理の御所見と決意を伺う次第であります。次に、投資促進税制についてお尋ねいたします。

今回の税制改正におきまして、景気対策の一環として、民間の設備投資促進という名分のもとに、特定の機械設備に關し、一年間の期限特例減税を講じようといふものであります。昨今の経済情勢は、構造的な長期不況、そして円高によるデフレ効果が加重し、さらには将来的な展望がむずかしいことによつて、個人消費も企業の投資意欲も著しく減殺されてゐるというのが実情かと存するのであります。このことによつて需要と供給のバランスは大きく崩れて、ギャップは十数兆円に達するとも言われているわけでありませう。とりわけ、企業の過剰設備の廃棄処分が産業界の課題になつてゐるほどであります。結局、この制度は、したがつて不況業種の投資行為に役立つものとは考へられませう。むしろ好況業種への優遇措置といふものにならざるを得ないのであるではないでしょうか。さらに、財界、産業界などからも、投資促進への効果を疑問視する意見も出されてゐるのであり、現行の特別償却などの優遇措置の重複を避けたとしても、企業優遇の隠れた補助金とも言うべき本制度の創設は、税の不公平を一層増大させるものと考えられますが、通産大臣の御見解を承りたいと存じます。

第三に、土地譲渡益重課制度の緩和について伺います。

政府は、適正利益要件を適正価格に改め、宅地供給の促進を図るとしておりますが、国民生活擁護の観点から考へますと、きわめて重大な問題を含んでゐると言わねばなりません。すなわち、適正利益率二七%の制限を外して適正価格に改めることは、いわば企業の利益確保を青天井にし、地価上昇の歯どめを取り去ることに通じるものであります。一体、現在の土地重課税が宅地供給を阻害してゐるという客観的なデータは存在してゐる

のでありませうか。いや、むしろ、現在の土地重課税は投機的な取引を抑制する上で一定の効果を上げており、その必要性はいまなお後退してないと存するのであります。

土地税制といへば、かつて宅地供給の促進を理由に土地譲渡税の軽減が行われたことがあり、その結果、地価は暴騰し、地主や一部悪徳企業だけが太つたといふ苦い経験を忘れてはなりません。現在、土地を抱えて苦しむ企業の多くは、本来の企業活動ではなく、田中内閣の列島改造に乗つて、銀行からの融資などによつて土地を買い占めるといふ反社会的行為を犯した上で今日苦しんでゐるのであります。このような独善的な行為によつて国民生活ははかり知れない被害を受け、マイホームの夢は無残にも崩れ去つたのであります。しかも、いまだその後遺症は深く存在してゐるのであり、ただいま本院予算委員会の審議でも、わが党が強く指摘してゐるところであります。われわれがいま彼らになすべきことは何もないはずであり、また、断じて手をかはしてはならないのであります。

政府の言う土地売買における適正価格とは、現状の地価の追認であります。すでに地価の公示価格は、五十年〇・五%、五十二年一・五%、さらに、五十二年は五%近くの上昇が予想されるのであります。今回の政府案は、何と名分をつけようとも、不動産会社や土地転がしの悪徳商人へのお手盛りと断ぜざるを得ません。住宅や宅地供給の問題は、小手先だけの対策ではなく、政府の総合的な住宅政策の推進によつてのみ解決されるものと考えますが、建設大臣並びに国土庁長官にお答えをいただきたいと存じます。

なお、住宅取得控除については、その対象はすべて新築住宅に限定されておりますが、最近の住宅事情、特に中古住宅の取得あるいは増築に關しても住宅取得控除の適用をすべきと考えますが、あわせてお尋ねいたします。

第四に、自動車関係税制についてお伺ひいたし

ます。

揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置を二年間延長することになっておりますが、私は、その複雑な税体系を整理するとともに、一兆六千億円の税収については、道路目的税への繰り入れ率を引き下げ、鉄道その他の公共輸送機関の整備財源とするほか、エネルギー対策、生活基盤整備などにも振り向けるべきだと存するのですが、その考えはおありか否や、お尋ねいたします。

第五に、タックス・ヘブロン対策税制の導入についてお聞きをいたします。

この件に関しましては、かねてより本院大蔵委員会におきまして議論を重ねてきたところであり、今回導入に踏み切ったことは一定の前進であると評価をいたします。これによって、租税回避の目的をもって租税軽課国に実体のない法人を設立することの意味は薄れるのであります。しかし、そのためには今後一層厳正な法の整備と執行が望まれるところでございます。大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、国税収納金整理資金についてお伺いたします。

今回の改正は、経済活動の停滞に伴う税収の伸び悩みを補うことと、地方財政対策にも資する目的をもって、国税収納金の受け入れ期限である四月末日を一月間延長して、五月末日に変更しようというものであります。この措置によって、なるほど五十三年度は政府のねらいどおり二兆円の増収になるでございましょう。だがしかし、五十四年度以降は一体どうなるのか。本年度のようにいわば臨時収入が発生しないのであります。五十四年度は、五十三年度との比較で二兆円の大穴が現出するという事態になることが計算上予測されるのであります。政府の中期財政収支試算によれば、そのケースCの場合、一兆九千億円の増税が見込まれており、二兆円の今回の先取りと見合うものであります。このことは、一般消費税の導

入など、大衆課税の増徴を間違ひなく見込んでいるのだということが明白だと思っております。

さきの決算調整資金制度の導入という、公債依存率三七％超という、さらに今回の措置といひ、景気対策と財源確保という旗印のもとに、全く場当たり的な異常な措置と言わねばなりません。

不況の克服、財政の再建はわれわれの決して拒むところではありませんが、その前提は、あくまでも政府の政治姿勢、財政・税制運営が安定成長に向かつて抜本的に転換されることが必須の条件なのであります。不公正税制は正に真剣な取り組みを行わず、公共投資偏重の経済・財政運営では、財政再建への国民的なコンセンサスを得られはるがありません。いまこそ高度成長時代の体質を改め、生活関連の社会資本充実と社会保障の拡充など、福祉型社会への軌道修正が強く望まれるところであります。

総理の若さあふれる前向きな御答弁を最後に求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫君) 答えを申し上げます。〕

まず、最初と最後に尋ねのありました財政経済に対する基本的姿勢いかんと、このことにつきましてお答え申し上げますが、私は、福岡さんがおっしゃる通りに、政治の最高の目標は何だと言いますれば、豊かで公正でしかも平和な社会を実現することである、このように考えます。財政は、考えてみると、これを実現するための手段なんです。そのことを常に反省しながら、このことを思い出しながら、政治は一体何だと、財政の与えられている任務は何だという、その原点に立つてこの財政運営に当たっていかねばならないと、このように考える次第でございます。

そういう中で、五十三年度予算につきまして臨時異例の措置をとったと、こういうふうに言っておるが、一体何を以て臨時異例の措置と、こういうふうにかたと言ってお話でございますが、

とにかく、私は、五十三年度の予算、これはもう公債の発行率、これが実質依存率三七％に及ぶ、形式的にいたしましても三〇％だと、このことはもう容易なことじゃないと私は思うのであります。私は、しばしば皆さんに、三〇％という依存率、これは国際社会においてもそうないことなんだ、これを踏み外すというふうなことになったら大変なことだというふうに申し上げてきたんですが、それを踏み外さなければならぬような立場になっておる、これはまさに異例のことでございます。

まあしかし、ただいま申し上げましたように、財政というものは、豊かでそして平和でという、そういう社会を、公正な社会を実現するための手段だと、それに着目するときに、この際その事態を打開する道は財政以外にないんだというところになれば、財政も忍びがたきを忍んで、その任にかななければならぬ、このように考えて、臨時異例の措置をとった次第でございます。

また、福岡さんはこのいわゆる不公正税制についてお触れになりました。このことにつきましましては大蔵大臣からお答えを申し上げますが、特に、その中でいわゆる医師優遇税制、社会診療報酬課税の問題、この問題を指摘されましたが、これにつきましましては、これはいま自由民主党の中で新しい動きがあるものであります。この問題はそもそもむずかしい問題でありまして、まあとにかく二十数年以来の問題であります。この問題が今日未解決でここに至っておる。これは大変むずかしい背景があることは福岡さんもよく御承知だと思ひます。これを放置することはできない問題、もうこれを放置することはできない。そこで、自由民主党におきましては、五十三年度はこのままにいたしますけれども、しかし、この問題をどうするか、全般の問題につきまして検討いたし、議員立法をいたしたいという動きが出てきておるわけでありまして。私はその動きに大きくこれを期待しておりますが、政府といたしましては、

自由民主党のその動きに相呼応いたしまして所要の検討を加えまして、五十四年度からは新しい税制にいたしたいと、かように考えております。各党におきましても何とぞ御協力のほどをお願い申し上げます。

それから、財政収支試算によりますると、五十四年度以降はどうか増税だ、一体どういう増税を考えておるかというお話でございますが、確かにある収支試算を見るまでもなく、これから国費は膨張する、公正な豊かな社会ということになりますれば、やっぱり国費は増高するんです。それに對しまして収入はそう思わしくありません。そうしますと、まあ公債かというところになりますけれども、これとでもそう続けていくわけにはいけません。そうなりますと、何がしかの増税が必要になってくるわけでありまして。私は、この数年間を展望してみるときに増税が必至であるということ、増税を五十四年度にやっていくのか、あるいは五十五年度以降にやっていくのか、そういうことになりまします。これは私は、そのときの景気的情勢などを見て判断しなきゃならぬ問題である、このように考えますが、この両三年から先増税が必至であるということにつきましては、そのようにお考え願いたい、このように思うのであります。

また最後に、トンネルを抜ける抜けると言っておるが、抜け出た先は一体どうなんだというお話でございますが、私は、施政方針演説でも申し上げております、トンネルを出た先は、もと来た社会、もと来た道へ戻るんじゃないかと。いままでの高度成長社会に別れを告げまして、われわれは安定成長社会、静かで公正な落ち着いた社会、これへ入っていくんだということを申し上げておりますが、大変変わった社会になってくるわけでありまして、われわれはそういう対応を各界とも急がなければならぬと、このように考えております。

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

自余の問題につきましては所管大臣からお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇 拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) ことしの租税特別措置の縮減範囲が非常に少ない、それから今後の不公平税制をどうするか、このお話でございます。しかし、おとし、去年と租税特別措置の整理合理化については鋭意努めたところでございまして、ことしは実は三年目なのでございまして。その意味で、廃止十一、縮減二十六、平年度増収は四百九十億でございます。しかも、必要とされる投資税額控除あるいは住宅等を行った上でございまして、それなりの御評価を賜りたいと思うのでございます。

不公平税制、これを直していかなければならぬことは当然でございます。われわれも、今後負担の増加が予定されているときに、この問題は第一的に考えていかなければならぬと思っておりますが、ただ、いわゆる不公平税制という中身の理解につきまして、人によりまして非常に違うわけでございます。企業会計で許されておるもの、あるいは諸外国においても、当然個人と会社の二重課税調整という問題、そういったものを含めて不公平税制と呼ぶ方もあるわけでございますので、これらについては十分不公平税制というものの中身から吟味していかなければならぬと思っております。

第二点は、利子・配当の総合課税を促進せいと、こういうお話でございます。全く同感でございますが、御承知のように、これを実施するためにはいろいろの準備が要るわけでございます。実効性の確保なくしてはたずらにやりますと、かえって大混乱を生じ、税制上の不公平になることは御承知のとおりでございます。鋭意いま準備中でございます。東京都で、いまのところ総合は五%だと、こう言っておられますが、実は郵便貯金が非課税であるとか、あるいは少額貯蓄、これが非常に大きなウェイトを占めて、これもまた非

課税であることをひとつ御留意願いたいと思うのでございます。

それから、自動車関係諸税の整理合理化をやれという話でございます。国税、地方税を通じまして、現在自動車の取得、保有あるいは燃料の消費について、それぞれその理由を設けて、各種の税があることは御案内のとおりでございます。しかし、整理合理化については、おっしゃるよう今後検討を進めてまいりたいと思っております。使途につきまして、これを一般財源にして総合交通対策の財源に使ったかどうか——私は、理論としてはその方がベターだと思います。しかし、現実の問題として、いまこれはほとんど道路整備財源に使われておりますが、これらの特定財源が道路財源に不足しておりますので、一般財源から道路会計の方に入れていく状況でございますから、したがって、理論の問題は別といたしまして、現状においては私はそれなりの意味があるものであらうと、かように考えておるところでございます。

最後に、タックスヘイブンの税制の趣旨、並びに執行は大丈夫かと、こういうお話でございます。これは、いわゆるタックスヘイブン国におきましてわが国の会社が子会社等を通じて、やはりわが国の税のかかることを免れるという行為がございまして、これは税制の公平のために取り入れたわけでございます。執行は、御承知のように、向こうにしようちゅう行つて調べるといふことはむずかしいと思いますが、大会社については、われわれは特に綿密に調査しております。したがって、その関連子会社あるいは関連の海外会社につきましても、相当調査が行き届くものと思っておりますが、なお御趣旨を踏まえまして、一生懸命いたしまして、執行の万全を期してまいりたいと思つておる次第でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

投資減税のような制度を設けても、景気の情勢が非常に悪くて、利益の出ない会社あるいは赤字経営の会社等があるから、そういうものは恩典ではないではないかと、こういう趣旨の御質問でございますが、今回の投資減税の対象になりますのは、省エネルギー投資、公害対策投資、それから中小企業の機械設備の購入、こういうものに限定をいたしております。そして、繰り延べ制度を設けておまして、利益の出ない会社、企業、五十三年度に減税するだけの利益が上がらなくても三年間はそれを繰り延べすることができ、こういう制度を設けておきますので、現在には不景気でありましても、私は、この制度によりましてある程度の投資は促進されるものと期待をいたしております。(拍手)

〔国務大臣(村山達雄君)登壇 拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) 土地譲渡益重課制度に對して種々御批判であり、また問題点の御指摘でございますが、今回の改正は優良宅地の供給促進が、これがねらいであつて、重課制度の適用除外については、いままでの開発許可などへの適合あるいは公簿要件について特段の変更を加えずに、適正利益について国土利用計画法の適正価格に置きかえるものでございます。また、一般の法人の土地取引に対する重課制度はこれは残すことによつて、従前どおり投機的取引を排除しておるものであります。国土利用計画法の適正な運用と相まって、地価の高騰につながることは考えられず、また、企業救済の御批判は当たらないと存じます。

それから、適正価格が現状の地価を認めるのではないかと、御質問でございますが、国土利用計画法において地価公示価格を基準として判断するものでございまして、この地価公示価格は土地の正常価格として土地鑑定委員会が判定するもので、現状の売買価格の追認ではないのでございす。それから、土地重課制度の緩和で宅地供給がど

の程度増加するかという御疑問を持つておられるようでございますが、民間デベロッパーの新規着手意欲や、また、今回とりました公共施設促進の新政策などと相まって、コスト節約のための企業努力を喚起するものでございまして、宅地供給を促進する効果があると存じます。

小手先でなく、総合的な宅地対策をとるようというところで、これはもうごもっともなことでございます。一つには、国土利用計画法等に基づき各種土地の利用の調整を図る、また、既成市街地の再開発とあわせて新市街地の計画的整備を図るとか、また、国土利用計画法の適正な運用により地価の安定に努めるとか、また、土地税制の活用などによりまして、総合的な宅地対策をとつてまいりたいと思つております。

なお、住宅取得控除の拡充についての御意見がございましたが、この制度のねらいは新規住宅供給の促進がねらいでございまして、中古住宅取得にもこれを適用するようという御意見でございますが、これはまだ検討すべき点が多いと存する次第でございます。(拍手)

○議長(安井謙君) 堀出啓典君。

〔堀出啓典君登壇 拍手〕

○堀出啓典君 私は、公明党を代表して、ただいま提案されました租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。石油ショック以来すでに四年有余を経過しましたが、日本をめぐる経済情勢はますますその厳しさを増していることは御存じのとおりであります。このような事態をもたらした原因の第一は、政府の高度経済成長政策に誘導された過度の設備投資や土地買い占めが、逆に現在において低い稼働率となり、企業の経営を圧迫していることである。しかし、事ここに至つて緊急の課題は、景気の着実な回復であり、同時に、高度経済成長時代のひずみや不公平を正し、公平な政治を実現

することであり、税制の改正も、このような景気回復、不公平は正に積極的役割を果たすべきであり、政府の税制改正案はこの方向に逆行し、まことに不十分であることを指摘せねばなりません。以下、具体的に質問をいたします。

まず、不公平税制の是正についてであります。この問題は、わが党も常にその是正を強く求めてきたところであります。また、昨年の通常国会における予算修正の際に、与野党合意のもとで、着実にその是正の方向を五十三年度税制改正に反映するとの約束がなされております。しかるに、今次税制改正案の内容を見ますと、残念ながら何一つ合意の趣旨が生かされておらず、逆に不公平を拡大しているものすら見られるのが実情であります。総理は不公平税制の是正にどう取り組むのか、具体的方途を明確にしてください。

また、総理は、不公平の是正は制度面のみでなく、執行面の不公平もなくすると発言をしておりますが、具体的にどうするのか、お伺いしたいのであります。

その際、いわゆる政策税制以外のものとして、例年の改正項目から除外されている法人の受取配当益金不課税、支払い配当課税率など、法人税の基本的仕組みについて今後どのようにされるおつもりか、お伺いをしたい。

次に、租税特別措置についてお伺いいたします。

第一は、利子配当課税の特例の問題であります。大蔵大臣は、この特例を廃止し、昭和五十六年度より総合課税を実現すると発言をしておりますが、この方針に変更はないのか。また、この総合課税実施へのスケジュールはどうなっているのか、お伺いしたいのであります。

第二は、社会保険診療報酬課税の特例についてであります。

総理は、この制度については昭和五十三年度末で廃止をするとの見解を示されておりますが、その考えに間違いはないか、改めてお伺いをいたします。

す。この問題については、政府の税制調査会ですら、たび重なる是正の勧告を行っており、一方、会計検査院の検査報告でも、この点についてその不合理性を訴えているところであります。また、その廃止に関連して、診療報酬制度及び健康保険制度の根本の見直しについてはどのような措置を考へておられるのか、厚生大臣の御見解をお伺いをいたします。

第三は、自動車関係諸税についてであります。揮発油税及び地方道路税、自動車重量税等は二年間延長され、その税収が道路整備のための特定財源として使われております。その税収は一兆六千九百億円と、かなりの額となっており、こうした歳入が特定財源として一方的に使われることは、財政の硬直化を来し、福祉財源の枯渇を招くおそれがあります。今後の方向として、一挙に一般財源とすることは問題があるとしても、せめてその用途を、輸送効率の合理化、省エネルギー、脱公害等の総合交通体系を整備することに拡大する考えはないか、大蔵大臣に質問いたします。

第四は、投資減税についてであります。

この制度の目的は、言うまでもなく、民間設備投資の落ち込みを税制面からインパクトを与え、投資の促進を図ろうとするものであります。現在の民間設備の状況は、稼働率が八割にも満たないと言われていることでも明らかであり、歴史的に見ても著しい過剰設備の状態に置かれております。そもそも、税による促進効果を得ようという場合には、税制や金融面における負担が重い場合、その潜在能力が抑圧されているとき、その負担を軽減することにより潜在能力を引き出し得る場合に限定されるのは自明の理であります。したがって、現在、この制度の導入による負担軽減のメリットを享受できるのは、言うまでもなく黒字企業であり、いわゆる構造不況業種等にとつては無縁のものにすぎません。本制度の導入は、まさに、企業格差が増大する中で、これをますます助長するものであると言わざるを得ません。通産

大臣の御見解を伺いたい。

私は、自由主義経済のもとでの完全なる均等発展は不可能だと思いますが、政府主導のもとでこれを助長する政策については賛成しがたいのであります。構造不況業種が存在を、三月には千七百件もの倒産が続出している中で、為替差益等による空前の利益を上げている企業も存在しております。むしろ、これらの企業に対して会社臨時特別税のような特別税を課税する方が、現在の経済財政状況下にあつて、公平の見地からも国民の信頼にこたえるものだと思うのであります。政府の見解を伺いたいののであります。

次に、国税収納金整理資金法についてであります。これは、これまで翌年度の税収となつていた翌年五月份分税収を当該年度に取り込むという、いわゆる税収の前倒し措置であります。今回改正する真の理由は、政府並びに大蔵省の財政運営の著しい失敗から、予算編成の際に重要視してきた国債依存度三〇〇の維持が不可能となり、さらに五十三年度は、五十二年第二次補正後の国債依存度三三〇よりも低い水準に見せかけるといふ体裁上の理由だけであるというところは、火を見るよりも明らかなのであります。いわゆる五十三年度の実際の国債依存度は三七〇を超えるものであり、これを補正するため国税収納金整理資金法を改正しようとする大蔵当局の態度は、一般国民として容認し得ないところであります。これについて大蔵大臣の見解をお伺いしたい。

なお、昨年十月に行われた税調の中期答申にもありますように、今後ますます増大する財政需要の財源を調達する手段として、各種の新増税構想が明らかにされておりますが、総理の最近の答弁によると、五十四年度も増税見送りともとれる発言がなされておりますが、政府は、今後のわが国税制についてどのような構想を抱いておられるのか、具体的かつ明確にお答えをいただきたいのであります。

最後に、今回の公定歩合の引き下げにより戦後

初の超低金利水準となりましたが、このことは、預貯金利の大幅低下をもたらした結果においては、預貯金をして大衆の犠牲のもとに大企業の負担軽減が行われることであり、釈然としないものがあります。

今回の引き下げ措置が、大企業への利子補給や、金融機関の救済にのみ終わるのではなく、高齢者や福祉年金受給者等の預貯金者や、金利負担にあぐら中小企業、さらには、住宅ローン返済に四苦八苦し一家心中の事態も発生しているこれらの人たちの救済にならなければなりません。政府は、既貸し出し、既契約の住宅ローンの利子も当然下げるべきであると思ひますが、具体的な下幅と実施時期をどう考へているのか明らかにしていただきたいことを要望し、私の質問を終わります。

以上。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇 拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えを申し上げます。

まず最初に、いわゆる不公平税制についての御指摘でございますが、租税特別措置は、それぞれの時点における社会的必要性に応じまして設定されたものであります。これが慣性で流れて、あるいは既得権化するというようなことがあつてはならない、そういうような角度から、毎年毎年見直しをしていくんです。特に、五十一年度からは大幅な整理をするということになり、五十二年度の予算の御審議の過程に各党との間に予算修正問題が出てきた、その際に、各党間でこのいわゆる特例措置につきましても見直しをすべしという野党合意ができたこともよく承知しておりますが、そういう認識に立ちまして、五十三年度におきましても検討いたしましたわけであります。まあ十一項目につきましてこの特例措置を改廃すると、こういうことになったわけでありまして、しかし、今後ともこの問題は、制度面はもとよりであります。税制でございますから、さら

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

に、それを実行する、課税上の調査でありますとか、あるいは徴収でありますとか、そういう面におきましても、不正という事象がないように極力努力をいたしてまいりたいと、そのように考える次第でございます。

なお、これに関連いたしました、社会保険診療報酬課税のことにお触れになりましたが、これは先ほど申し上げたとおりでありまして、その私の答弁といさかも変わることはない、そのように御理解を願います。

それから、今後わが国の税制を一体どうするかというお尋ねでございますが、これは先ほど申し上げましたが、私は、五十四年度以降、この増税、国民負担の増高という要請が高まってくるというところ、これはもう残念ながらそうならざるを得ないと、こういうふうな思ひでございます。その内容を一体どうするかということにつきましては、これは、昨年の十月、税制調査会で大まかな考え方について答申をしておりますが、これをいかに具体化するかにございまして、これはその年度年度におきます客観情勢を踏まえまして決定すると、このように御理解願いたいのであります。その税制改正といいますが、国民負担増高の時期はどうか、こういうことになりまると、私は、五十四年度、これがまあ一つの時点になるわけでございまして、しかし、そのときの景気情勢が一体どうなるか、この様子もよく見て決定しなければならぬかと、このように考えております。しかし、基本的には、いま財政の状態が非常に窮乏しておる、この状態を放置することはできませんので、増税問題の処理、これはなるべく早い方がいいというふうに考えておるわけであります。

最後に、公定歩合引き下げの問題にお触れになりました、これは預貯金金利の引き下げによって大衆が犠牲になる、逆に企業が救済になるというお話でございますが、そういう実態があることは、これは否定はいたしません。しかし、いま何

と言っても景気を直さなければならぬということと、企業が金利負担の軽減ということ、これも非常に重大な問題なんです。そういうことを考えますと、いま一般の預金者、その預金者の受け取る利子収入が一応減るということにはなります。なりましますけれども、それはやがて景気回復という効果を生む。そしてまた、やがてそれは一般国民の収入の増加というところへはね返ってくるわけでありましますから、まあ国民には忍びがたいところではありましようけれども、御理解と御協力を賜りたいと、そのように考えます。ただ、そうい

う際に、本場に零細な貯蓄者であり、かつ所得水準の低い人、そういう人の立場というものは、政治的にこれは考えなければならぬ。そういうことを考えまして、福祉年金受給者等に対する、いわゆる福祉預金につきましまして、この特例制度を存続をします、こういうことにはいたしたわけでありまして、御理解のほどをお願いしたいと、かように存じます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇 拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) 総理がお答えになった点を省いて申し上げます。

不公平税制の一つの問題として、法人税の仕組みについてお触れになりました。現行は、御案内のように、この二重課税の調整を、支払い側の法人で約四分の一、受け取り側で約四分の三調整しているのでございます。この調整の仕方は国によっていろいろあります。しかし、これはたしか昭和三十七年から実施しておると思ひます。私はそれなりに定着していると思ひわけでございまして、この変更についてはやはり相当慎重でなければならぬと、かように考えておるわけでございまして、

それから、利子・配当の総合課税を早くやれ、いづろやるのかという、並びにそのスケジューリングでございますが、現在の制度が五十五年まで源泉徴収税率の適用がありますので、できれば五十六年までに準備をして、そのときから実施したい

と思っております。ただ、御案内のように、これは非常にむずかしいのでございまして、現在大蔵省におきましては、税制を預かつている主税局と、それから執行を預かつておる国税庁の間で検討が行われております。また、別途これの実務を手伝っていただく金融機関に検討をお願いいたしまして、そしてできるだけ早い機会に両者の検討の結果をすり合まして、そしてまた問題点をさらに浮かび上がらして、そして深度を深めてまいりたいと、かように考えているわけでございまして、

それから、自動車関係諸税を道路財源だけに使うのはどうかと。これは、先ほどお答えしましたように、私は理論としては一般財源の方がいいと思ひますが、これは、実際は、一般会計におきまして、特定財源だけでは足りないで、一般の税金をつぎ込んでおる状況でございますので、現状においては、それほど言うことの実益があるかないかという感じがいたしているのでございます。

それから第三番目に、円高差益に対して課税したかどうかという話でございますけれども、もちろん、円高差益については課税になることは当然でございます。法人税がかかる、その他事業税がかかるというところは当然でございますけれども、特別の税金をかけたかどうか、これはどうも賛成いたしかねるわけでございまして、これは、本来は市場経済が当然それは消化していく性質のものであると。逆の場合を考えて、それなら円が安くなったらどうか、こういうときには一々税が介入することはいかかものであるのかという感じがいたすのでございまして、

それから五月分税収の話をございしますが、これは別に依存度を見せかけ上、下げるためにやったわけじゃございませんので、特にわれわれがこれをやりましたのは、一つは、納税義務が発生しているわけでございまして、五月分まで、つまり出納の整理期間まで取り入れるということは別に不思議なことではない、許されることだと思うの

でございます。それから第二番目には、効果といまして、交付税関係を通じて、地方財政の非常に苦しいときに地方財政に大きなプラスの効果と及ぼすわけでございまして、今度は、それらの問題を通過して考えますと、国、地方を通じて公債の発行が少なく済む、つまり、それだけいまの景気対策に思ひ切つて金が使えるという結果になるわけでございまして、そういう実益を踏まえましてやつた措置でございまして、どうぞ御理解を賜りたいと思ひます。

それから、今度の公定歩合の引き下げを通じてやがて貸出金利が下がるであろうが、その場合に既往金利はどうだと、こういう話でございます。中小企業につきましましては、借りがえの際には当然今度は新しい金利が適用されるわけでございまして、また実際問題として、借りがえの際にはその他の場合でも、金融機関と中小企業の間でネゴが行われまして、そして既往金利についてもある程度の修正が行われているのが実情であるというところを御理解願いたいと思ひます。しかし、住宅ローンは二十年でございまして、なかなかこれはむずかしいという面を含んでおる。逆に、それなら金利が上がったときに既往のやつを上げると申しますと、なかなかむずかしいのでございまして、その点をひとつ御理解願いたいと思ひます。以上でございます。(拍手)

〔国務大臣小沢辰男君登壇 拍手〕

○国務大臣(小沢辰男君) いわゆる医師優遇税制は、その成立の由来から見ても、診療報酬中の技術料の評価というものに密接に絡んでおるわけでございます。また、医師、医業の特殊性というものは、これはやっぱり厚生大臣としては十分考慮していかねばならぬと思ひます。したがって、五十三年度末までに諸般の検討を行ひまして、専門委員会の意見等も十分徴しました上で、社会保険診療報酬についての新しい税の考え方を求めたいと存じておる次第でございまして、

次に、医療保険制度の根本改正でございますが、私どもは現在具体案の検討を進めているところでございます。何としても、給付と負担の公平化を重点と考へまして、基本的な改正の準備をいたしておるわけでございますが、来年早々にでも関係審議会の審議を経た上で、国会の御審議を煩わせたいと鋭意努力をいたしておる最中でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 今回の投資減税の対象になっておりますのは、省エネルギー投資、それから公害投資、中小企業の合理化のための機械の購入、こういうものでございますが、こういう投資は、私どもはぜひ必要であると考えておりますが、現在のような景気的情勢になりますと、どうしても繰り延べをしようかと、こういう繰り延べの傾向に對しまして何とか歯止めをかける必要があると、こういうことから今回この制度をつくっていただくことにしたわけでございまして、特に、このために五十三年度にこのような投資をしたものに限って減税をすると、そういうことになっております。

ただ、いまお述べになりましたように、利益の出ない、あるいは赤字経営の企業もございまして、こういうものと利益の出る企業との間には公平を欠くのではないかと、こういうお話もございしますが、これは三年間の繰り延べ措置を認めまして、合計四年間はその恩恵を受けられると、こういう仕組みにしておるわけでございまして、したがって、現在は赤字であつても、四年の間に利益が出ればその間に恩恵は受けられると、こういう仕組みにしておりますので、赤字企業といへども、先ほど申し上げました三つの投資に對しては、私は相當な投資意欲が出てくるのではないかと期待をしておるところでございます。(拍手)

○議長(安井謙君) 佐藤昭夫君。

昭和五十三年三月十七日 参議院会議録第九号

〔佐藤昭夫君登壇、拍手〕

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

現在、わが国が不況、円高など深刻な経済危機に陥っており、また、これと結びついて財政破綻もきわめて深刻であることは言うまでもありません。

〔議長退席、副議長着席〕

このことは、五十三年度予算案が七％経済成長を至上命令として、歳入の実に三七・八％に及ぶ大量の公債を発行し、年度末の国債残高は四十三兆円と、財政規模を上回るまでになるという事実が明らかに示しております。このような公債増発政策が国民に何をもちたすかは、大蔵省が先ごろ発表した財政収支試算をべつしただけでも明らかであります。たとえば、このいわゆる中期財政計画のケースCによれば、昭和五十四年度から五十七年度の四年間に、一般消費税など最悪の大衆課税で毎年大増税を行い、増税額は合計二十六兆六千九百億圓にも上り、国民一人当たりの税負担額は、赤ちゃんも含めて四年間に二・三倍以上になる反面、社会保障費など振替支出の平均伸び率は、従来の二八・四％から一五・七％に著しく低下させることとなっております。

私は、この際、総理に伺いたい。昭和四十年、戦後初めて赤字公債を導入して公債増発政策の口火を切ったのは、あなたです。また、あなたが総理となつて編成した三年間五回にわたる予算こそ、三割から四割に及ぶ公債依存度という異常な事態の積み重ねでありました。あなたは、この結果として、国民の将来に大増税と福祉切り詰め、インフレの高進という手ひどい犠牲を強要することについてどういう責任を感じておられるのか、明確な答弁を、まず求めるものであります。

このような事態であればこそ、公債大増発政策をやめて、国の財源は、何よりも不公平税制を抜本的に改め、大企業、大資産家に応分の税負担を求めること、また、軍事費など不要不急の支出を

徹底的に削って賄うべきであるということが、今日、良識ある国民の一致した要求になっております。

ところが、政府は今回、一方では酒税引き上げと石油税新設で国民に三千四百億圓の税負担をふやしなから、提案されている大企業優遇の租税特別措置の改廃なるものは、わずかに三十七項目、金額で初年度十億圓の増収にすぎないという内容であります。しかも、改廃の見返り措置として、電力会社のための核燃料再処理の海外委託損失準備金の創設、電算機業界へ重要複合機械システムの特別償却制度の創設を行おうとしております。このような措置は、どんな口実を設けようとも、国民を犠牲にし、大企業に奉仕するものであつて、依然として税の不公平を温存するものと言わなければなりません。総理並びに大蔵大臣は不公平税制の是正を本気にやる気があるかどうか、その見解を求めます。

特に、政府は、今回、宅地供給の促進を口実に、従来土地投機に對する規制措置として定められていた法人の土地譲渡課税制度を緩め、いわゆる適正価格での土地売買を容認しようとしていることは、すでに動き始めている地価の値上がりを一層促進して、住宅建設そのものを高ねの花にするだけではありません。それは、莫大な土地を買い占めて土地投機を行い、地価を暴騰させてきた会社や銀行を救済しようとするものであり、絶対に許すことはできません。わが党は、大企業の買い占めて未利用地の交付公債による強制的な買い上げなどを内容とした生活用地確保法案の制定によって、地価安定と生活用地の確保を根本的に促進すべきであると主張しております。総理、あなたは、わが党のこの主張も考慮して、庶民の期待にこたへるべきだと思ふがどうか。また、建設大臣は、この措置で何ヘクターの宅地供給がされるのか、また、庶民の望む地価安定策をどのように考へているのか、明確に示していただきたいのであります。

次に、政府は今回、公害防止、省エネルギー及び中小企業の投資促進のために投資促進税制を創設したいと言つています。しかし、もともとこの制度は大企業が強く要望していたものであり、現に財界は、この税制の期限延長や大型設備投資などへの適用拡大を強く求めています。不公平税制を一層拡大することになるこのような財界の要求にはこたへるべきではないと思ふが、大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。

政府もまた、不公平税制の是正などを口にしてはいます。しかし、私は、不公平税制の根本は、大企業、大資産家に対する優遇税制であることをはっきり指摘しなければなりません。こうした立場から、政府は、まず第一に、大企業優遇の準備金、特別償却を廃止すること、貸し倒れ引当金、退職給付引当金の繰入率を大幅に引き下げ、配当課税、受取配当の益金不算入をやめること、さらに、利子配当所得の分離課税を廃止して総合課税にするとともに、給与所得控除の青天井をやめ、有価証券譲渡益への正當な課税など、高額所得者に対する課税の適正化を図る方針を打ち出すべきではありませんか。

第二に、高度成長時代に大企業等が国民の犠牲のもとで不当にため込んだ蓄積に對し、適正な課税を行うことであります。わが党の調査によれば、昨年三月決算で、大企業五十社は、この不況の中にもかわらず十兆圓もの内部留保をため込んでおり、この課税を免れています。大資産家についても、財産税や富裕税の創設の検討を具体化しなければなりません。この提案は、社会的公正の立場に立ち、大企業などの不当なもうけを国民のために還元するものであり、まことに理にかなつた、しかも有効な手段であります。このような提案について真剣に検討すべきだと思いますが、大蔵大臣はどのように措置をされるのか、また、総理の決意はどうなのか、誠意ある答弁を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

〔国務大臣福田赳夫君登壇 拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

私が昭和四十年に大蔵大臣に就任いたしましたとき、そのとき公債を初めて戦後発行することになった、それが今日公債が非常にむずかしい事態になってきておるが、責任はこれはどういうふうに感ずるかというふうなお話でございますが、公債というものは、本来これは財政運営の手段としてきわめて有力なる手段であります。つまり、財政は所得配分というような機能がありますけれども、同時に、景気調整という機能を持っております。景気調整機能から言いますと、景気が悪いというときには公債を発行すると、景気がいいというときには公債を返済すると、景気がいいというときには、公債を返済してまたその公債の需要を抑えるというか、縮減をする、そして政府の需要を抑える。こういうことで、公債というものを期待する。こういうことで、公債と云うものは、これは公債罪悪説というふうな、公債な考え方をとる必要はないんです。ただ、公債政策、これは財源調達の手段としてきわめて安易な手段でございまして、これを運営する上におきましては厳重な節度というものが必要なんだ、その節度を守っていきますれば、公債が悪だ、罪悪だというふうなことはなりませんから、公債政策自体につきまして私が初めて戦後そういうことをやったからその責任を問うというふうな、そういう言い方がかりは当たらないと、かように存する次第でございます。

それから、いわゆる不正税制、つまり特例措置の問題につきましてお触れになりましたが、これについての考え方は、先ほど来申し上げておる通りであります。いわゆる特例措置というものは、ほうっておきますとマンネリ化する、また既得権化する、そういうことで、常時これが見直しをしなければならぬと、そういうふうな考えます。そういう考え方で、五十一年以降特にこの見直しに精力的に取り組んできておりますが、五十

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔国務大臣村山達雄君登壇 拍手〕

二年度における予算論議の過程における与野党の話し合い、そういうような経緯もよく承知しておりますので、今後ともこの問題には粘り強く取り組んでまいりたい、このように考える次第でございます。

なお、大企業がたくさん土地を持っているじゃないか、それを交付公債を出して、そして買い上げたいじゃないかという御提案でございますが、交付公債といえども公債なんです。あなたはいま公債のことを大蔵御心配になられましたけれども、この交付公債もまた公債なんです。いまこの交付公債を出さぬでも、一般公債だけでもとにかく国債依存度が三七％になる、実質そういうふうになる。そういう状態、大企業が持っている土地を買い上げるために交付公債をさらにこれに乗せて出すというふうなことになる。これは大変なことになる。しかも、交付公債を出しますと、こういう土地を買い上げますというふうなことをすれば、これはもう、大企業は狂乱物価の当時土地を買いあさった。みんなその土地保有の重圧に悩まされておるのです。一刻も早くそれを手放したいんです。私は、交付公債を出してまで大企業を救うという考えはございません。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇 拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) お答え申し上げます。

今後の財政状況で増税が必至になると福祉が切り下げられるんじゃないかという御懸念でございますが、そんなことは全然考えておりません。あのケースCにおきましても、一番伸びておるところは振替所得のところでございますから、よくひとつ御検討願いたいと思っております。

なお、ことしの予算、五十三年度予算におきまして、一般の通常経費は一七・四、去年よりは一・九・一と、最も大きな重点を置いている点をひとつ御留意願いたいと思うわけでございます。今後といえども、われわれはこの考えに変わらな

さいません。

次に、投資減税、一年限りでやめるかというところでございますが、一年限りでやめることを法律で書いております。間違ひございません。

最後に、不公平税制のもろもろのお話が後半にありましたが、その前に、ことし核燃料再処理委託のための預託金を海外投資損失準備金に繰り入れたこと、それから重要複合機械システム特別償却を新たに設けたこと、これがけしからぬというふうなお話でございますが、われわれはそういうふうな考えておりません。租税特別措置法というのは、本来はやはり政策税制でございます。その意味では、基本的な法人税法とかあるいは所得税法と違うことは当然でございますけれども、その政策税制がもう機能果たしたのに既得権化したところ、新しい必要なのはやむを得ずつくっていくわけでございまして、しかし、これら増税必至の気構えでございまして、全体としては縮減の方向で行っておりますけれども、理由のあるものについては、やはり設けていくこともやむを得ない、かように考えておるところでございます。

それから、もうもろの不公平という問題、いろんな理由を挙げて言われましたけれども、私は、大きく申しまして二つ三つ問題があると思っております。利子・配当の総合課税の問題、これは実行上の問題、御承知のとおりでございます。それから、企業会計上認められる引当金の問題、こういったものは、要するにその繰入率が適正であるかどうかというところに問題の重点があると思っております。それから、いわゆる準備金の問題、これはいわゆる政策税制の問題でございまして、果たして必要かどうか、その程度がどうか、こういうことに集約されるのではないかと思います。それから法人税の基本的な仕組みについては先ほど申し上げましたが、私はそれなりに定着していると存じているのでございます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇 拍手〕

○国務大臣(村山達雄君) お答え申し上げます。

まず、土地譲渡課税制度に対する御批判でございます。先ほど申し上げましたが、今回の改正は、一般の法人の土地取引に対する重課制度を残し、土地の投機的取引を従前どおり排除をしておるので、地価の高騰にはつながらないと思うのであります。地価の安定は土地政策のなかめでありまして、今後とも、国土利用計画法の適確な運用等により土地の投機的取引を排除するとともに、住宅需要に対応しての供給を図るため、計画的住宅開発事業の推進を図るなど、総合的な地価対策を講じてまいりたいと思っております。

どの程度この改正で宅地供給が増加するかという御質問でございましたが、これはもう率直に言って、にわかには推定しかねるのであります。本改正によって、民間デベロッパーの新規事業着手意欲と、これも申し上げましたが、公共施設推進等の新政策によりましてコストの節約が図られますので、これらによって宅地供給を促進する効果があらわれるものと思っております。(拍手)

○副議長(加瀬完君) 中村利次君。

〔中村利次君登壇 拍手〕

○中村利次君 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を議題とするに当たり、私は、民社党を代表して、政府の経済財政政策、税制面の措置等について、総理並びに大蔵大臣の御所見を伺いたいと存じます。

一昨日、公定歩合の引き下げが発表されましたが、私は、この措置に対して、景気対策としての一応の評価をしながらも、改めてわが国経済の危機の再確認をする思いがいたしました。大蔵大臣は、公定歩合の引き下げが「十五カ月予算などの財政措置と相まって、景気を順調な上昇過程にのせることに役立つとともに、雇用の安定、維持に効果があるものと期待する。また、内需の拡大を

通じて円高対策にも役立つものと考える「云々」という談話を発表されています。日銀のこうした金融政策に大蔵大臣がこの種のコメントをされるのは当然かもしれません。しかし、公定歩合の引き下げを景気浮揚策として期待することが何かむなしに感じられるほど、当面する不況は深刻です。確かに企業の金利負担の軽減効果が三千億前後としても、企業の収益はそれだけ改善されるわけでありませんが、このことが雇用に関係するわけに於いても、民間の設備投資を誘発し、内需の拡大が期待できるほどの積極的效果があるとは考えられませんが、総理、この際、政府は持ち前の樂觀論をやめて、国内需要をどう起こし、民間設備投資にどうつないでいくのか、改めてその政策をしっかりと示してください。

円高対策に至っては、むしろこれははじめとも言うべきでありまして、公定歩合の引き下げと為替管理の規制強化によって円高対策を図った政府・日銀のねらいは、昨日の東京、ロンドン、ニューヨークの外為市場の動向によって、もうくも崩れ去り、大蔵大臣の談話はわずかに一夜にして白々しいものとなりました。対策の失敗はもはや覆うべくもありません。総理、福田内閣は円高に對し無策であることをここに露呈したと思います。が、いかがなさいますか、御所見を伺いたいと思います。

二月の通関統計で十六億五千万ドルの輸出超過ということは、日本の黒字体質が引き続き進行中ということだと思えますが、政府として打つ手はないのでしょうか。その対策があるのかないのか、伺いたいと思えます。

五十三年度の政府提出予算案の公債依存度は、政府の言う臨時異例の措置により三七％となり、そのうち特例公債は二四％となっています。五十四年度以降も財政支出の伸び率を急激に落とすことは考えられませんが、政府の意図する五十七年度赤字公債の解消を図ろうとすれば、国民に耐えがたい税負担の増加を強いることとなり、結果

して経済の失速をも招きかねないことになると思いますが、いかがでしょう。総理の御所見を伺います。

民社党は、国民に耐えがたい税負担を強いこととなく赤字公債の解消を図るとすれば、それは昭和六十年代の初期の時期と考えますが、それにしても、かなりの税収の増加と、歳出面でのむだの排除を徹底しなければなりません。政府の行政改革に對する不退転の決意を求め、また、不公平税制の是正を求めるゆえにもここにあらわすのであります。

まず、利子配当所得を総合課税とするための対策について伺います。

大蔵大臣は、先ほど、昭和五十五年までの特別措置は有効であるから、五十六年から総合課税にするための作業を進めておられるような御答弁がございましたが、五十六年から廃止すべきであるというところであれば、作業を早められて、廃止すべきものはできるだけ早く廃止をされた方がよろしいと思ふ。その場合に、所得の把握にどのような方策を検討されているのか。また、架空名義や無記名をどう処置をなさるのか。たとえば、年金や健康保険等とリンクさせたいわけのナショナル・セキュリティー・ナンバーの導入等について、検討の対象になっているのかどうか、お伺いをいたします。

次に、準備金、引当金の見直しについてお尋ねいたします。準備金、引当金につきましては、廃止あるいは実態に即した繰入率にする等、対策を要すると思えますが、全体的な見直しについての対策をお持ちなら、具体的に伺いたいと思えます。

次に、これはもうすでに取り上げられた社会保険診療報酬に對する課税の特例について重ねて伺います。

これは、単に税制上の問題にとどまらず、診療報酬体系、医療制度そのものにも触れる問題であり、すが、すでに指摘をされましたように、税制調査

会は五十三年度の税制改正に関する答申の中で、きわめて強い姿勢でその是正を政府に對し求めておられるわけであり。また、国民世論と言つても過言ではない問題であると思ふ。ところが、先ほどの福田総理の御答弁によりますと、議員立法によつて五十四年から是正する動きにあるというところでございしますが、議員立法によつて政府はなぜ政治の責任を避けようとなさるのか、お伺いをしたいと思ふ。税制調査会の答申からしても、あるいはまた国民世論の動向からしても、診療報酬、技術料の適正化との関連等を含めて、政府みずからその是正を指導すべきであると存じますが、いかがでしょう。

次に、交際費課税について伺います。

二兆をはるかに超える巨額な交際費は、不況、雇用不安にさらされている勤労大衆、庶民とはおよそ無縁のものであり、しかも、その七〇％余にわたる一兆数千億が損金として非課税であるというところは、とうとう底限感情に合致するものではありません。財源としてよりも、租税についての国民的理解を得るための筋目としての大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

また、政府は、有価証券取引税の税率を今国会で引き上げようとしていますが、引き上げ後も、第一種で譲渡価格の〇・一八％、第二種で〇・四五％にすぎないわけであり。有価証券については、譲渡益を総合課税とするのか、取引税の課税を強化するのか、そういう点の余地があると存じますが、いかがでしょう。大蔵大臣の御所見を承つて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。いま非常に深刻な経済情勢であるが、これから脱出し、景気を回復するその過程を言つてみると、こういうお話でございますが、今日のこの経済情勢は、一口で言いますと、これはもう一般的な設備過剰、雇用過剰と、そういう状態の中で企業収益が思うようなわけになっておらぬと、この

ようなことかと思ふのであります。同時に、この設備過剰、また雇用過剰というものが非常に特に深刻であるという業種があるのであります。つまり、構造不況業種というものがあつて、これが景気回復を非常に困難ならしめておる、これが私は今日の経済情勢の実態ではなからうか、そのように見ておるのであります。

さて、その設備過剰、雇用過剰であるというその過剰状態を払拭しなければなりませんけれども、それを一体どうするかという、需要をふやすほかはないんです。まず、需要をふやすということになると、輸出に動きを求めるとはいかぬ。また、設備が過剰でありますその状態の中で、企業の設備投資にその動きを期待するわけにもいかぬ。そうすると、どうしても財政が需要増創の任務をしなければならぬということになる。

そこで、いま御審議をお願いしておる昭和五十三年度予算ということになるわけであり。その予算が稼働するということになりましたが、すぐさま、これは雇用も誘発します。また、需要を誘発します。そうして過剰状態はかなり改善されてくる。改善されてきますれば、そこで設備投資ということもつなげてくるし、また、働く人全体のふところぐあいのうちにも改善される。そこでまあ国民の一般的消費も伸びてくると、そういう過程を経まして、経済は徐々に安定化の方向に行くであろうと、このように考えておるのであります。ただ、それだけでは解決しません。いま申し上げましたように、構造不況業種、これについて特別の対策をとらなければならぬ、このように考えまして、あれやこれや対策を打つておられますが、特に立法を必要とするというふうに考えまして、いま国会に御審議をお願いいたしておるという次第でございます。

円高問題につきましては、円高、円高とおっしゃいますが、本質はドル安なんです、これは。ドルが世界的に価値が低下しつつあるということ

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明) 世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

二二二

から起こってくるこの為替不安状況でございますが、やはり基本的には、アメリカがドルの価値維持につきましても、本当に真剣な努力をするというところが、かなめでないならば、このように考へまして、わが国におきましては、あらゆる機会を通じてアメリカにその要請をいたしておるというわけでありまして、同時に、これはアメリカの努力だけで完全というわけにはまいりません。やはり世界経済の中で大きな働きをしておるこの日本、ドイツ、これらの国々もアメリカのドル価値安定に対して協力をしなければならぬ。そのわが国の分野を顧みても、やはり経常収支が百三十億にもなると、この状態は、私は世界の通貨安定に対して健全なる姿勢をとってあるというふうには言い切れない。これを何とかして、昭和五十三年度中には、五十二年度中に百三十億ドルにもなるというこの大黒字を、まあ半分以下、六十億ドル程度に圧縮するということを考へ、これをぜひ実現をする、これが私は為替安定のために大きく寄与するゆゑと、このように考へておる次第でございます。

また、政府の財政収支試算から言つと、急激な増税をやると景気の方に非常にマイナスになるのじゃないかという御懸念でございますが、それはもう当然私もそういうことになるだろうということは承知しております。でありますから、先ほども申し上げたんです。まあなるべく早く増税をやつてみたいというふうには考へておる。おりまするけれども、景気的情勢を見て、そのタイミングをはからなければならぬ、このように考へておりますので、景気も財政も両立するような形で今後の運営をやつてまいりたい、さように考へておるのであります。

さらに、医師税制につきましても、政府は自由民主の議員立法の動きに期待するということは、責任を回避する、逃れる、そういうことになるのではないかと、御指摘でございますが、

この問題を政府みずからやらぬで自由民主党の議員立法で片づけるという、ちよつとそういうお話のような感じを与えるかもしれないけれども、何せこの問題は二十数年間にわたる非常に困難な問題なんです。その問題の背景にいろいろむずかしい問題があることは、先ほど厚生大臣が申し上げたところでございます。このむずかしい問題をそう割り切つた解決はできない。しかし、自由民主党が、とにかく五十三年度限りだ、五十四年度からは新しい体制だということで、いろいろな総合的な対策を立てる、それを実行するに必要な立法は議員立法でいたしましよという動きになつてきた。私は、これは観念論、理屈論だけであつたらぬかな解決しないと思うのですが、自由民主党のその動きというものは、この問題解決のために非常に具体的なもの、そして、現実的な動きである、そういう評価をいたしておるわけがあります。とにかく、この自由民主党のせつかくの動きに水を差すというふうな、そんな必要はないと思うのです。その盛り上がった動きに大いに期待をして、おる、こういうことでござい

それから、最後に、先ほど佐藤さんに対して、佐藤さんの、四十年に大蔵大臣のとき福田は公債を初めて発行した、それが今日の財政のむずかしさになつてきているんじゃないかという御指摘に対して、私は、それは言いがかりである、このようにお答えをしたわけでございしますが、「言いがかり」という言葉に何か問題があるならば、「そのような御批判は当たらない」という言葉に置きかへさせていただきます。(拍手、発言する者あり)

○国務大臣(村山達雄君) 御答えいたします。利子・配当の総合課税、五十六年度をめどとすると言ふんだが、できるならもっと早くしたいんじゃないか、その場合に、たとえば納税番号等

は考へているのかどうか、こういう御質問でございます。御案内のように、利子・配当を払うのは会社であり、あるいは金融機関でございます。したがつて、その預かっている先のそれぞれの人たちの住所の確認義務は本来ないわけでございますから、ここが一番むずかしいのでございす。そして、それをまたお願いしたとしても、どこまでやれるのか、こういう実務が一番むずかしいので、さき言つたような検討を続けているわけでございます。もし、用意なくしていきなり理屈だけでやつてしまふと、大変なことになりまして、いまよりもはるかに税収は少なくなり、新しい大きな不公平を生ずるということで、そして、五十六年ぐらゐまではどうしてもかかるだろうと、こういうことでいまやつておるわけでございます。その場合に、番号制度を導入する、これも一つの問題でございますが、国民感情がどうなることになるか、これはなかなか大変な問題でございますが、これもあわせ検討していただきたいと思います。

それから、租税特別措置の見直し、特に準備金、引当金、もうおっしゃるとおりでございますが、これは税制調査会におきましても、過大にならないかどうか、この問題、あるいは政策的理由があるかないか、これは絶えず検討しているところでございす。

交際費課税、もっと強化すべきではないか——御案内のように、企業会計原則では交際費は損金なのでございす。これを税法で逆の特例措置として課税していることは御案内のとおりでございます。すでにどこまでやつておるかとおししますと、中小企業を考慮いたしまして、年間四百万円プラス資本金の千分の〇・二五、それを超える分については八五%まで課税いたしているものでございす。これ以上強化することと企業会計との関係、それから、これ以上強化して一体どれだけの税収が出るかという関係、それから、これは五十三年度末で期限が切れるのでござい

す。それらの点と、最近における交際費を見ておりますと、組織あたりで大分減つております。そういった総合的なことを考へまして、今回は据え置いたのでございますが、来年はいずれこれは検討しなければなりません。そのように御理解願ひたいのでございす。

それから、有価証券の譲渡益の課税と有価証券取引税の関係でございます。御承知のように、有価証券譲渡について原則として非課税にした、ちよつとその年に有価証券取引税がございました。だから、発生の過程から言いますと、そういういきさつがあるのでございすけれども、税制理論から申しますと無関係なものでございす。したがつて、これはその流通税たる有価証券取引税につきまして五割アップをお願いしたのでございす。同時に、有価証券譲渡益に対する課税につきましても、これは非常にやはり重要な問題でございますが、利子・配当の総合以上にもむずかしい技術を要するわけでございす。なおまた、キャピタルゲインは課税するけれども、キャピタルロスはどうするのか、こういう問題も含んでおるわけでございすので、鋭意検討中でございます。なお、この問題は重要な問題でございますので、精力的に検討して、できるだけ早い機会に結論を出したい、かように思つておる次第でございます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(加瀬完君) 日程第一 世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長安孫子藤吉君。

審査報告書

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認

認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月十六日

外務委員長 安孫子藤吉

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この憲章は、観光の振興及び発展を図るため、開発途上国の利益に注意を払いつつ観光分野において中心的役割を果たす政府間機関を設立することを目的とするものである。我が国がこの憲章を締結することは、観光の分野における国際協力に寄与し、また、我が国の観光政策の推進に資すると思われるので、妥当な措置と認めた。

二、費用

国際観光事業分担金として、昭和五十三年度予算に千三百七十八万三千円が計上されている。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和五十三年二月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

世界観光機関(WTO)憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

世界観光機関(WTO)憲章

設立

第一条

公的旅行機関国際同盟(IUTO)を改組し、政府間機関の性格を有する国際機関として、この憲章により世界観光機関(以下「機関」という。)を設立する。

本部

第二条

機関の本部の所在地は、総会の決定によつて定めるものとし、また、総会の決定によつていつでも変更することができる。

目的

第三条

1 機関は、経済的發展、国際間の理解、平和及び繁栄に寄与するため、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を普遍的に尊重し及び遵守することに寄与するため、観光を振興し及び発展させることを根本目的とする。機関は、この目的を達成するため、適当なすべての措置をとる。

2 機関は、1の目的を追求するに当たつては、開発途上にある国の観光の分野における利益に特に注意を払う。

3 機関は、観光の分野において中心的役割を果たすことができるよう国際連合の適当な機関及び専門機関との効果的な協力関係を設定し及び維持する。この場合において、機関は、国際連合開発計画の参加実施機関として、国際連合開発計画との協力関係の設定及びその活動への参加を求める。

4 機関の構成員の地位は、次のものに開放する。

(a) 加盟国

(b) 準加盟国

(c) 賛助加盟員

5 機関の加盟国の地位は、すべての主権国に開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時に自国の観光機関が同国際同盟の正会員となつてゐる国は、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾を正式に宣言することにより、表決を要することなく機関の加盟国となる権利を有する。

3 その他の国は、加盟の申請が総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合には、機関の加盟国となることができる。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

4 機関の準加盟国が対外関係の処理について責任を有することとなる場合には、当該準加盟国

1 機関の準加盟国の地位は、その対外関係について責任を負わないすべての領域又は領域の集団に開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時にその観光機関が同国際同盟の正会員となつてゐる領域又は領域の集団は、表決を要することなく機関の準加盟国となる権利を有する。ただし、それらの領域又は領域の集団の対外関係について責任を有する国が、それらの領域又は領域の集団の加盟を承認し、かつ、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾をそれらの領域又は領域の集団に代わつて宣言することを条件とする。

3 領域又は領域の集団は、加盟の申請がそれらの領域又は領域の集団の対外関係について責任を有し、かつ、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾をそれらの領域又は領域の集団に代わつて宣言することを条件とする。

4 機関の準加盟国が対外関係の処理について責任を有することとなる場合には、当該準加盟国

1 機関の賛助加盟員の地位は、観光について特別な利害関係を有する政府間及び非政府間の国際団体並びに商業的な団体及び協会であつてそれらの活動が機関の目的と関係があり又は機関の権限内の活動に合致しているものに開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時に同国際同盟の賛助会員である者は、賛助加盟員の地位に基づく義務の受諾を宣言することにより、表決を要することなく機関の賛助加盟員となる権利を有する。

3 観光について特別な利害関係を有するその他の政府間及び非政府間の国際団体は、加盟の申請が書面により事務局長に提出され、かつ、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合には、機関の賛助加盟員となることができる。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

4 1の利害関係を有する商業的な団体又は協会は、加盟の申請が書面により事務局長に提出され、かつ、その団体又は協会の本部が所在する国によつて支持される場合には、機関の賛助加盟員となることができる。その加盟の申請は、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認されなければならない。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

5 機関に賛助加盟員委員会を設置することができるものとし、同委員会は、その規則を定め、承認を得るため総会に提出する。同委員会は、機関の会合に代表を出席させることができる。同委員会は、機関の会合の議事日程に特定の議題

は、機関の憲章及び加盟国の地位に基づく義務の受諾を事務局長に対し書面でも正式に宣言することにより、機関の加盟国となる権利を有する。

7 機関の賛助加盟員の地位は、観光について特別な利害関係を有する政府間及び非政府間の国際団体並びに商業的な団体及び協会であつてそれらの活動が機関の目的と関係があり又は機関の権限内の活動に合致しているものに開放する。

8 機関の賛助加盟員の地位は、観光について特別な利害関係を有する政府間及び非政府間の国際団体は、加盟の申請が書面により事務局長に提出され、かつ、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合には、機関の賛助加盟員となることができる。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

一一四

を含めるよう要請することができる。同委員会は、また、機関の会合に対して勧告を行うことができる。

6 賛助加盟員は、個別に又は賛助加盟員委員会として集団で、機関の活動に参加することができる。

諸機関

第八条

1 機関は、次の諸機関から成る。

- (a) 総会
- (b) 執行理事会(以下「理事会」という。)
- (c) 事務局

2 総会及び理事会の会合は、総会又は理事会が別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。

第九条

1 総会は、機関の最高機関とし、加盟国を代表する代表で構成する。

2 各加盟国及び各準加盟国は、総会の各会期に、五人を超えない代表によつて代表されるものとし、また、このうちの一人は、当該加盟国又は準加盟国によつて首席代表として指名される。

3 賛助加盟員委員会は、三人を超えないオブザーバーを指名することができるものとし、また、賛助加盟員は、それぞれ一人のオブザーバーを指名することができる。オブザーバーは、総会の審議に参加することができる。

第十条

総会は、二年ごとに通常会期として、また、必要がある場合には臨時会期として、会合する。臨時会期は、理事会の要請又は機関の加盟国の過半数の要請によつて招集される。

第十一条

総会は、その手続規則を採択する。

第十二条

総会は、機関の権限内にあるいずれの問題につ

いても審議し及び勧告することができる。総会は、この憲章において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。

- (a) 議長及び副議長を選出すること。
- (b) 理事会の構成員を選出すること。
- (c) 理事会の推薦に基づき事務局長を任命すること。
- (d) 機関の財政細則を承認すること。
- (e) 機関の運営のための一般方針を定めること。
- (f) 事務局の職員に適用される職員規則を承認すること。
- (g) 理事会の推薦に基づき監事を選出すること。
- (h) 機関の一般事業計画を承認すること。
- (i) 機関の財政方針を監督し並びに予算を審査し及び承認すること。
- (j) 必要と認める技術的又は地域的な機関を設置すること。
- (k) 機関及びその諸機関の活動に関する報告を審議し及び承認し並びにそれらの報告によつて提起される方策を実施するために必要なすべての措置をとること。
- (l) 政府及び国際機関との間の協定の締結を承認し、又は承認する権限を委任すること。
- (m) 民間の機関又は団体との間の取極の締結を承認し、又は承認する権限を委任すること。
- (n) 機関の権限内にある問題に関する国際協定を準備し及び勧告すること。
- (o) この憲章に従い、加盟の申請について決定すること。

第十三条

1 総会は、各会期の始めに、議長及び副議長を選出する。

2 議長は、総会を主宰し及び課された責務を遂行する。

3 議長は、総会の会期中、総会に対して責任を負う。

4 議長は、その在任期間中、機関を代表するところが必要なすべての場合に機関を代表する。

第十四条

1 理事会は、公正かつ衡平な地理的配分を達成するため、総会が定める手続規則に従い五の加盟国につき一の加盟国の割合で総会が選出する加盟国で構成する。

2 機関の準加盟国が選定する一の準加盟国は、投票権なしで理事会の審議に参加することができる。

3 賛助加盟員委員会の代表は、投票権なしで理事会の審議に参加することができる。

第十五条

選出された理事国の任期は、四年とする。ただし、最初の理事会の理事国のうちくじ引によつて決定される半数の理事国の任期は、二年とする。理事国の半数の選出は、二年ごとに行う。

第十六条

理事会は、少なくとも年に二回会合する。

第十七条

理事会は、選出された理事国の中から一年の任期で議長国及び副議長国を選出する。

第十八条

理事会は、その手続規則を採択する。

第十九条

理事会は、この憲章において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。

- (a) 事務局長との協議の上、総会の決定及び勧告を実施するために必要なすべての措置をとる。
- (b) 事務局長から機関の活動に関する報告を受けること。
- (c) 総会に議案を提出すること。
- (d) 事務局長が作成した機関の一般事業計画を総会への提出に先立つて審査すること。
- (e) 機関の会計及び予算見積りに関する報告及

び勧告を総会に提出すること。

(f) 理事会の活動に必要なと認める補助機関を設置すること。

(g) 総会が委任するその他の任務を遂行すること。

第二十条

理事会は、この憲章に別段の規定がない限り、総会の会期から会期までの間において、機関の任務及び財源の範囲内で、必要と認める事務上及び技術上の決定を行い、総会の承認を得るため、その決定を次の会期の総会に報告する。

第二十一条

事務局は、事務局長及び機関が必要と認める職員で構成する。

第二十二条

事務局長は、理事会の推薦に基づき、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で四年の任期をもつて任命される。事務局長は、再任されることができる。

第二十三条

1 事務局長は、総会及び理事会に対して責任を負う。

2 事務局長は、総会及び理事会の指示を執行する。事務局長は、機関の活動に関する報告並びに機関の会計、一般事業計画案及び予算見積りを理事会に提出する。

3 事務局長は、機関の法律上の代表者としての資格を有する。

第二十四条

1 事務局長は、総会が承認した職員規則に従い、事務局の職員を任命する。

2 機関の職員は、事務局長に対して責任を負う。

3 職員の採用及び勤務条件の決定に当たつては、最高水準の能率、専門的能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。この考慮に従うことを条件として、できる限り広

い地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについても十分な考慮を払う。

4 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる政府にも又は機関外の他の当局のいづれにも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えなければならない。

予算及び支出

第二十五条

1 機関の事務上の任務及び一般事業計画に充てる機関の予算は、この憲章に附属しかつこの憲章の不可分の一部をなす財政規則に従い、総会が承認した割当基準に基づく加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の分担金並びに機関のその他の財源によつて賄う。

2 事務局長が作成した予算は、審査及び承認のため、理事会が総会に提出する。

第二十六条

1 機関の会計は、理事会の推薦に基づき二年の任期で総会により選出される二の監事が検査する。監事は、再任されることが出来る。

2 監事は、会計の検査を行うほか、財政上の手続及び財政の運用の効率、会計制度、内部の財務管理並びに事務上の慣行が及ぼす財政上の影響の全般について、必要と認める意見を述べる事が出来る。

定足数

第二十七条

1 総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。

2 理事会の会合の定足数は、理事会を構成する加盟国の過半数とする。

表決

第二十八条

各加盟国は、一個の投票権を有する。

第二十九条

1 この憲章の他の規定が適用される場合を除くほか、すべての事項に関する決定は、総会において出席しかつ投票する加盟国の単純過半数による議決で行う。

2 構成員の予算上及び財政上の義務を伴う事項、機関の本部の所在地並びに総会において出席しかつ投票する加盟国の単純過半数による議決で特に重要と認められたその他の問題に関する決定には、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第三十条

1 理事会の決定は、出席しかつ投票する理事国の三分の二以上の多数による議決で承認される予算上及び財政上の勧告に関するものを除くほか、出席しかつ投票する理事国の単純過半数による議決で行う。

法人格、特権及び免除

第三十一条

機関は、法人格を有する。

第三十二条

機関は、その任務の遂行に必要な特権及び免除を加盟国の領域において享有する。その特権及び免除は、機関が締結する協定によつて定めることが出来る。

改正

第三十三条

1 この憲章及びこの憲章の附属書の改正案は、事務局長に送付される。事務局長は、改正案が総会の審議に付託される少なくとも六箇月前に改正案を加盟国に配布する。

2 改正は、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 改正は、加盟国の三分の二が改正の承認を寄託政府に通告した時に、すべての加盟国について効力を生ずる。

構成員の地位の停止

第三十四条

1 構成員が第三十三条に定める機関の根本目的に反する政策をとり続けていると総会が認める場合には、総会は、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する決議により、当該構成員につき、構成員の地位に基づく権利の行使及び特権の享有を停止することが出来る。

2 1の規定に基づく停止は、総会が1の政策の変更を確認する時まで効力を有する。

第三十五条

1 加盟国は、寄託政府に対して書面により行う一年の予告の期間が満了する時に、機関から脱退することが出来る。

2 準加盟国は、その対外関係について責任を有する加盟国が寄託政府に対して書面による予告を行つた場合には、1の予告に係る条件と同一の条件で機関から脱退することが出来る。

3 賛助加盟員は、事務局長に対して書面により行う一年の予告の期間が満了する時に、機関から脱退することが出来る。

第三十六条

この憲章は、この憲章の採択の時に自国の観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつて五十一の国がこの憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾を正式に暫定的寄託政府に通知した後百二十日、効力を生ずる。

寄託

第三十七条

1 この憲章及び構成員の地位に基づく義務を受諾する宣言は、当分の間、スイス政府に寄託する。

2 スイス政府は、1の宣言の受領及びこの憲章の効力発生の日を、これらに関する通告を受け権利を有するすべての国に通告する。

用語及び解釈

第三十八条

機関の公用語は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

第三十九条

この憲章の英文、フランス文、ロシア文及びスペイン文は、ひとしく正文とみなす。

経過規定

第四十条

機関の本部は、第二条の規定に基づいて総会が決定するまでの間、暫定的にスイスのジュネーヴに置く。

第四十一条

国際連合、専門機関及び国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、この憲章が効力を生じた後百八十日の期間中は、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾を正式に宣言することにより表決を要することなく機関の加盟国となる権利を有する。

第四十二条

この憲章の採択の時に自国の観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつている国は、承認を条件としてこの憲章を受諾した場合に、この憲章が効力を生じた後一年間は、加盟国の権利及び義務を伴つて機関の活動に参加することが出来る。

第四十三条

対外関係について責任を負わない領域又は領域の集団であつて、その観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつていたために準加盟国となる資格を有しかつその対外関係について責任を有する国の承認を条件としてこの憲章を受諾したものは、この憲章が効力を生じた後一年間は、準加盟国の権利及び義務を伴つて機関の活動に参加することが出来る。

第四十四条

公的旅行機関国際同盟の権利及び義務は、この憲章が効力を生じた時に機関に承継される。

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

第四十五条

この憲章が効力を生ずる時に公的旅行機関国際同盟の事務局長である者は、総会が機関の事務局長を選出する時まで機関の事務局長として行動する。

千九百七十年九月二十七日にメキシコ・シティで作成した。

附屬書

1 機関の財政期間は、二年とする。
2 各会計年度は、一月一日から十二月三十一日までとする。

3 予算は、各国における経済的發展の水準及び観光の重要度を基礎として総会が決定する割当方法による構成員の分担金及び機関のその他の収入によつて賄う。

4 予算は、合衆国ドルで表示する。分担金の支払に使用される通貨は、合衆国ドルとする。ただし、総会の認める範囲内で、事務局長が構成員によりその他の通貨で支払われる分担金を受領することを妨げない。

5 一般基金を設置する。3の規定に基づいて支払われる構成員のすべての分担金、雑収入及び運転基金からの立替金は、一般基金に貸記する。機関の事務上の支出及び一般事業計画のための支出は、一般基金から支払われる。

6 運転基金を設置するものとし、その額は、総会が決定する。構成員の前払分担金及び総会がこの基金のために使用することができると決定するその他の予算収入は、運転基金に払い込まれる。必要な場合には、所要の金額が運転基金から一般基金に転記される。

7 機関の予算に計上されていない活動であつて特定の加盟国又は加盟国の集団が利益を受けるものの費用を賄うため、信託基金を設置することができ。この基金は、自発的拠出金によつて賄う。この基金を管理するため、機関は、手

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

資料を課することができ。

8 総会は、予算に計上されていない贈与、遺贈その他の臨時収入の利用について決定する。

9 事務局長は、理事会の当該会期の少なくとも三箇月前に、理事会に予算見積りを提出する。理事会は、この予算見積りを審査するものと

し、最終審査及び承認のため、勧告を添えて予算を総会に提出する。理事会による見積りは、総会の当該会期の少なくとも三箇月前に、構成員に送付される。

10 総会は、引き続き二年から成る財政期間のための予算並びに当該予算の年次割当て及び年次運営会計を承認する。

11 事務局長は、機関の前会計年度の会計報告を理事会に設置される権限を有する機関及び監事監事は、理事会及び総会に対して報告を行う。

12 機関の構成員は、各会計年度の最初の月に、当該会計年度に係る分担金を支払う。構成員は、各会計年度の始まる六箇月前に、総会が決定する当該会計年度に係る分担金の額の通告を受ける。ただし、理事会は、それぞれの国に異なる会計年度が存在していることによる支払の遅延であつて正当と認められるものを承認することができ。

13 機関に対する分担金の支払が延滞している機関の構成員は、延滞の額が当該年度に先立つ二の会計年度においてその構成員について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなる場合には、機関の構成員がサービス並びに総会及び理事会における投票権の形態で享有する特権を奪われる。ただし、総会は、理事会の要請がある場合において当該構成員による支払の不履行がやむを得ない事情によるものと認めるときは、当該構成員が投票し及び機関のサービスを享有することを許可することができ。

14 機関から脱退する構成員は、当該脱退が効力を生ずる時までの期間に対応する分担金を支払う義務を負う。

準加盟国及び賛助加盟員の当該分担金の算定に当たつては、それぞれの構成員の地位の基礎が異なつてゐること及び機関において享有する権利が制限されてゐることを考慮する。

千九百七十年九月二十七日にメキシコ・シティで作成した。

〔安孫子藤吉君登壇 拍手〕

○安孫子藤吉君 ただいま議題となりました世界観光機関憲章につきましても、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この憲章は、国際観光の急速な発展に伴つて生じた諸問題、特に開発途上国からの観光の分野における技術援助要請にこたえるため、従来存在した公的旅行機関国際同盟を改組いたし、新たに政府機関として世界観光機関を設置することを目的とするものでありまして、一九七五年に発効し、現在約百カ国が加盟しております。

憲章は、この機関が国際観光の振興発展のために中心的役割を果たすとともに、特に開発途上国の利益のために、国際連合開発計画の参加実施機関として、観光の分野において技術援助活動を行うこと等を定めております。

委員会における質疑の詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(加瀬完君)

総員起立と認めます。よつ

て、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(加瀬完君) 日程第二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。災害対策特別委員長村田秀三君。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

提出者 災害対策特別委員長 村田 秀三
参議院議長 安井 謙殿

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「百五十万円」を「二百万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第三項の規定は、昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

この法律施行に要する経費は、約千八百万円の見込みである。

○村田秀三君登壇 拍手

ただいま議題となりました災害弔

慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国は世界でも有数の災害国と言われており、毎年自然災害により、幾多のとうとい人命と貴重な財産が失われておりますことは、まことに遺憾にたえません。特に、最近における災害の傾向は、集中豪雨によるがけ崩れ、台風による家屋の流失、倒壊の頻発に加え、活動火山の噴火による降灰被害、さらには大地震による激甚被害の発生等、全国的に多様化を深めており、個人災害の面においても、悲惨な事態が繰り返されていくのであります。

こうした個人災害に対する救済策として、第七十一回国会におきまして、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸し付けのための制度を議員立法により発足させたところであります。その後第七十四回国会、第七十八回国会におきまして、災害弔慰金の支給限度額の引き上げ等の改正を経て今日に至っているものであります。

しかるに、近年における個人災害の増大と社会経済情勢の変化の中で、災害弔慰金の支給額及び災害援護資金の貸付額の引き上げと支給及び貸付基準の緩和について強い要望が寄せられておりますことは、周知のとおりであります。

かかる状況の中で、当委員会は、個人災害対策小委員会を設置し、個人災害救済に関する施策拡充について鋭意調査を進めてきたところであります。過日の伊豆大島近海の地震による多大の死者、罹災者の発生を機に、三たび災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案を作成し、立法化を図ろうと決意しました次第であります。

次に、法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、災害弔慰金の支給限度額の引き上げについてであります。

本法第三条第三項中、災害弔慰金の支給につ

て、「死亡者一人当たり百五十万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内」となっておりますが、この「百五十万円」を「二百万円」に改めるものとするのであります。

第二は、本法改正の趣意適用についてであります。

改正後の本法第三条第三項の規定は、昭和五十三年一月十四日発生の伊豆大島近海の地震により生じた災害に關し、さかのぼって適用するものとするのであります。

なお、災害援護資金の貸付額につきましては、現在「一災害における一世帯当たりの限度額は、百二十万円を超えない範囲内」と政令で定められておりますが、弔慰金の支給額の引き上げに対応して、所要の政令改正が行われることを期待するものであります。

当委員会におきましては、去る三月十三日、古賀個人災害対策小委員長より草案の説明があり、引き続きこれを審査し、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもってこの草案を委員会提出の法律案とすることに法定した次第であります。

なお、草案審査の過程で、災害による世帯主以外の死亡者に対する弔慰金について、法定弔慰金と同率の引き上げを図ること、災害援護資金について、貸付基準の緩和、貸付額の引き上げに努めること等が明らかにされました。

以上が提案理由及び要旨であります。過日の伊豆半島における大地震による多くの犠牲者の御冥福と災害地の一日も早い復旧を祈念しつつ、本法律案が速やかに可決されますようお願い申し上げます。

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長

副議長

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 太田 淳夫君 | 和泉 照雄君 | 渡部 通子君 | 桑名 義治君 | 内田 善利君 | 柳澤 鍊造君 | 金丸 三郎君 | 上林 繁次郎君 | 和田 春生君 | 遠藤 政夫君 | 原田 立君 | 田代 富士男君 | 栗林 卓司君 | 松垣 徳太郎君 | 鈴木 一弘君 | 渋谷 邦彦君 | 藤井 恒男君 | 原 文兵衛君 | 二宮 文造君 | 小平 芳平君 | 中尾 辰義君 | 新谷 寅三郎君 | 下村 泰君 | 江田 五月君 | 市川 房枝君 | 喜屋武 眞榮君 | 前田 勲男君 | 熊谷 弘君 | 鈴木 正一君 | 岩崎 純三君 | |
| 加瀬 完君 | 馬場 富君 | 矢原 秀男君 | 藤原 房雄君 | 中野 啓明君 | 塩出 啓典君 | 柄谷 道一君 | 三木 忠雄君 | 阿部 憲一君 | 三治 重信君 | 衛藤 征士郎君 | 矢追 秀彦君 | 黒柳 明君 | 木島 則夫君 | 吉田 実君 | 宮崎 正義君 | 柏原 ヤス君 | 中村 利次君 | 中村 禎二君 | 白木 義一郎君 | 多田 省吾君 | 向井 長年君 | 上原 正吉君 | 山田 勇君 | 前島 英三郎君 | 青島 幸男君 | 秦 豊君 | 亀長 友義君 | 下条 進一郎君 | 田原 武雄君 | 伊江 朝雄君 |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 浅野 祐君 | 後藤 正夫君 | 糸山 英太郎君 | 斎藤 十朗君 | 寺下 岩藏君 | 安孫子 藤吉君 | 古賀 雷四郎君 | 金井 一彦君 | 土屋 義彦君 | 木村 睦男君 | 塚田 十一郎君 | 源田 実君 | 小澤 太郎君 | 大鷹 淑子君 | 井上 吉夫君 | 初村 滝一郎君 | 山本 富雄君 | 増岡 康治君 | 高平 公友君 | 成相 善十君 | 亀井 久興君 | 佐々木 満君 | 最上 進君 | 細川 護熙君 | 大島 友治君 | 斎藤 栄三郎君 | 園田 清充君 | 鳴崎 均君 | 山崎 竜男君 | 徳永 正利君 | 大谷 藤之助君 | 藤田 正明君 | 玉置 和郎君 | 佐藤 信二君 | 柿沢 弘治君 | 堀江 正夫君 | 有田 一寿君 | 林 寛子君 |
| 長谷川 信君 | 戸塚 進也君 | 中西 一郎君 | 坂元 親男君 | 林 直君 | 中山 太郎君 | 河本 嘉久蔵君 | 片山 正英君 | 長田 裕二君 | 八木 一郎君 | 鍋島 直昭君 | 郡 祐一君 | 丸茂 重貞君 | 平井 卓志君 | 上條 勝久君 | 岩上 二郎君 | 真鍋 賢二君 | 高橋 圭三君 | 竹内 潔君 | 遠藤 要君 | 堀内 俊夫君 | 望月 邦夫君 | 安田 隆明君 | 青井 政美君 | 岡田 広君 | 植木 光教君 | 梶木 又三君 | 稲嶺 一郎君 | 増田 盛君 | 江藤 智君 | 町村 金五君 | 楠 正俊君 | 内藤 三郎君 | 藤川 一秋君 | 円山 雅也君 | 降矢 敬義君 | 野末 陳平君 | 福島 茂夫君 |

藤井 裕久君	高杉 勉忠君
村沢 牧君	宮田 輝君
福岡日出磨君	鳩山威一郎君
秦野 章君	矢田部 理君
案納 勝君	志苦 裕君
高橋 普富君	中村 太郎君
永野 徹雄君	夏目 忠雄君
片山 甚市君	赤桐 操君
小山 一平君	石本 茂君
鈴木 省吾君	安永 英雄君
竹田 四郎君	村田 秀三君
大塚 喬君	加藤 武徳君
山内 一郎君	河野 謙三君
曹久保重光君	山崎 昇君
浜本 万三君	瀬谷 英行君
坂倉 藤吾君	下田 京子君
佐藤 昭夫君	大森 昭君
松前 達郎君	龜山 篤君
山中 郁子君	安武 洋子君
内藤 功君	安恒 良一君
大木 正吾君	丸谷 金保君
香脱タケ子君	小巻 敏雄君
福岡 知之君	青木 新次君
野田 哲君	対馬 孝且君
粕谷 照美君	小笠原貞子君
寺田 熊雄君	片岡 勝治君
上田 哲君	和田 静夫君
橋本 敦君	久保 巨君
小野 明君	川村 清一君
田中寿美子君	栗原 俊夫君
渡辺 武君	秋山 長造君
小谷 守君	吉田忠三郎君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿具根 登君	藤田 進君
上田耕一郎君	
内閣総理大臣 福田 赳夫君	
外務大臣 園田 直君	

大蔵大臣	村山 達雄君
厚生大臣	小沢 辰男君
通商産業大臣	河本 敏夫君
建設大臣	櫻内 義雄君
国土庁長官	
大蔵省主計局次長	山口 光秀君
大蔵省主税局長	大倉 眞隆君

議長の報告事項

去る一日議長において、常任委員を次のとおり指名した。	
通信委員	前田 勲男君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
辞任	補欠
竹内 潔君	浅野 拓君
堀江 正夫君	亀長 友義君
法務委員	
辞任	補欠
宮本 顯治君	内藤 功君
大蔵委員	
辞任	補欠
眞鍋 賢二君	藤井 裕久君
降矢 敬雄君	松垣徳太郎君
柳澤 鍊造君	中村 利次君
文教委員	
辞任	補欠
小巻 敏雄君	小笠原貞子君
社会労働委員	
辞任	補欠
藤井 裕久君	眞鍋 賢二君
浅野 拓君	竹内 潔君
亀長 友義君	堀江 正夫君
小笠原貞子君	小巻 敏雄君

農林水産委員 辞任 松垣徳太郎君 補欠 降矢 敬雄君	運輸委員 辞任 内藤 功君 宮本 顯治君 柳澤 鍊造君 補欠 小笠原貞子君	議院運営委員会 理事 橋本 敦君(橋本敦君の補欠)	沖繩及び北方問題に関する特別委員会 理事 丸谷 金保君(対馬孝且君の補欠)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	森林組合法案 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、北海道管林局の支局の設置に関し承認を求めるの件	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。	有価証券取引税法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託	沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案 沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案 同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。	原子力衛生の規制に関する決議 同日次の質問主意書を内閣に転送した。	水俣病被害者の補償問題に関する質問主意書(渡辺武君外一名提出)	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
----------------------------	---------------------------------------	---------------------------	---------------------------------------	--------------------------	---	--------------------------------------	------------------------------	---	------------------------------------	---	-----------------------------------	---------------------------------	------------------------

知した。	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員 辞任 浅野 拓君 堀江 正夫君 補欠 竹内 潔君	法務委員 辞任 浅野 拓君 堀江 正夫君 補欠 宮本 顯治君	文教委員 辞任 宮之原貞光君 小笠原貞子君 補欠 小巻 敏雄君	社会労働委員 辞任 竹内 潔君 堀江 正夫君 龜長 友義君 小笠原貞子君 補欠 林田悠紀夫君	農林水産委員 辞任 田原 武雄君 補欠 田原 武雄君	商工委員 辞任 林田悠紀夫君 浜本 万二君 補欠 宮之原貞光君	運輸委員 辞任 宮本 顯治君 補欠 内藤 功君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	内閣委員会 理事 原 文兵衛君(藤田正明君の補欠)	理事 片岡 勝治君(野田哲君の補欠)	理事 井上 計君(井上計君の補欠)
------	---	-------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--	----------------------------	---------------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------	-------------------

法務委員会

理事 宮崎 正義君 (白木義一郎君の補欠)

商工委員会

理事 安武 洋子君 (安武洋子君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案 (第八十二回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

浜本 万三君

農林水産委員

林田悠紀夫君

商工委員

田原 武雄君

辞任

宮之原貞光君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

田原 武雄君

補欠

宮之原貞光君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

田原 武雄君

補欠

宮之原貞光君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

田原 武雄君

補欠

宮之原貞光君

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩県の航空運賃に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、三月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣を経由して郵政大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和五十一年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

去る四日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問主意書 (内藤功君提出)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

真鍋 賢二君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

真鍋 賢二君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

真鍋 賢二君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

真鍋 賢二君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

真鍋 賢二君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

真鍋 賢二君

補欠

林田悠紀夫君

補欠

真鍋 賢二君

補欠

身体障害者にかかわる年金制度に関する質問主意書 (前島英三郎君提出)

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

中山 太郎君

補欠

予算委員

辞任

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

議院運営委員

辞任

中山 太郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

上田耕一郎君

補欠

浅野 拓君

補欠

懲罰委員

辞任

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

補欠

井上 計君

補欠

公聴会開会承認要求書

議案の名称

昭和五十三年度一般会計予算

昭和五十三年度特別会計予算

昭和五十三年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 昭和五十三年度総予算について

一、開会の日 昭和五十三年三月二十三日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

昭和五十三年三月八日

予算委員長 鍋島 直紹

参議院議長 安井 謙殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を農林水産委員会に付託した。

森林組合法案

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会の名称

昭和五十三年度一般会計予算

昭和五十三年度特別会計予算

昭和五十三年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 昭和五十三年度総予算について

一、開会の日 昭和五十三年三月二十三日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

昭和五十三年三月八日

予算委員長 鍋島 直紹

参議院議長 安井 謙殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を農林水産委員会に付託した。

森林組合法案

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会の名称

昭和五十三年度一般会計予算

昭和五十三年度特別会計予算

昭和五十三年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 昭和五十三年度総予算について

一、開会の日 昭和五十三年三月二十三日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

昭和五十三年三月八日

予算委員長 鍋島 直紹

参議院議長 安井 謙殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問主意書(内藤功君提出)

身体障害者にかかわる年金制度に関する質問主意書(前島英三郎君提出)

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

矢原 秀男君

補欠

相沢 武彦君

橋本 敦君

上田耕一郎君

議院運営委員

辞任

上田耕一郎君

補欠

橋本 敦君

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月二十一日任期満了による再任)

平井富三郎

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

園田 清充君

補欠

田原 武雄君

大木 正吾君

大森 昭君

相沢 武彦君

矢原 秀男君

田淵 哲也君

井上 計君

懲罰委員

辞任

井上 計君

補欠

田淵 哲也君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十三名提出)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十二年第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

熊谷 弘君

補欠

源田 実君

大森 昭君

大木 正吾君

藤田 進君

安恒 良一君

決算委員

辞任

藤井 丙午君

補欠

岩上 二郎君

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

高橋 普富君

補欠

塩見 俊二君

文教委員

辞任

塩見 俊二君

補欠

高橋 普富君

予算委員

辞任

源田 実君

補欠

熊谷 弘君

岩動 道行君

久次米健太郎君

田原 武雄君

山本 富雄君

安恒 良一君

藤田 進君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

理事 村沢 牧君(青木新次君の補欠)

同日委員長から次の議案が提出された。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを公害対策及び環境保全特別委員会に付託した。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

尖閣列島の帰属に関する質問主意書(玉置和郎君提出)

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

亀長 友義君

補欠

田代由紀男君

相沢 武彦君

黒柳 明君

決算委員

辞任

黒柳 明君

補欠

相沢 武彦君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

れた。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案(細谷治嘉君外六名提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員内藤功君提出株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問に対する答弁書

参議院議員前島英三郎君提出身体障害者にかかわる年金制度に関する質問に対する答弁書

一昨十五日京都府選出議員林田悠紀夫君は、公職選挙法第九十条の規定により退職者となつた。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

成相 善十君

補欠

亀長 友義君

渡辺 武君

山中 郁子君

井上 計君

柳澤 鍊造君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

久次米健太郎君

補欠

成相 善十君

決算委員

目黒今朝次郎君 安恒 良一君
 黒柳 明君 矢原 秀男君
 山中 郁子君 渡辺 武君
 上田耕一郎君 下田 京子君
 喜屋武眞榮君 市川 房枝君

辞任

補欠

宮之原貞光君 小山 一平君
 相沢 武彦君 黒柳 明君
 青島 幸男君 喜屋武眞榮君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

中西 一郎君 長田 裕二君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。
 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案
 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
 世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件議決報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
 尖閣列島の帰属に関する質問主意書(玉置和郎君提出)

水俣病被害者の補償問題に関する質問主意書

昭和五十三年三月十七日 参議院会議録第九号 質問主意書及び答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年二月二十七日

参議院議長 安井 謙殿

水俣病被害者の補償問題に関する質問主意書

書

一 水俣病認定業務における「不作為の違法」状態
 早期解消について

昭和五十二年三月末現在の熊本県における水俣病認定申請者の未審査者合計は三六四一人であり、これをそれまでの行政処分のペースで処理するとすれば、申請者全員の処分終了には実に約二十年余の年月を要すると言われている。

昭和五十一年十二月には、このような著しい検診・認定業務の遅延は行政の怠慢であるとして、熊本地方裁判所から「不作為の違法確認」の判決が出されている。環境庁、熊本県ともこの判決を受け入れ、今後は、この「不作為の違法」状態を早期に終結させるため、それまでの毎月四〇〇五〇人の検診、毎月の審査会の回数二回、八〇〇人の審査という体制を、昨年十月から検診一五〇人、認定審査二二〇人の体制に改善した。この措置といゆる水俣病の新認定基準の実施によつて、認定業務の大幅遅延は著しく改善され、解決に向つて前進するはずであつた。

ところが、環境庁のこの説明にもかかわらず、昨年八月以降、新たな認定申請者は毎月一〇〇〇人に達しており、新体制のもとでも未審査件数は減少するどころか、逆に著しい速度で増加し続け、今年二月十八日には、未処分申請者合計は四六二四人に達し、五〇〇〇人を突破するのにも時間の問題となつてゐる実情である。今後、この状態が長期に継続するならば、「不作為の違法」状態は終結するどころか、ますます拡大される一方であることは明白である。

よつてここに再度「不作為の違法」状態を早急に解消させるよう強く要求するとともに、その具体的対策について以下の質問をする。

(1) 環境庁長官は、かかる「不作為の違法」状態の長期継続拡大の状態に終止符をうつべく断固たる決意で取り組む意思があるかどうか、あらためて明確な答弁を求める。

(2) 問題解決のための措置の一つは検診センターの充実強化である。
 現在、検診センターには常駐医は一名しか配置されていず、認定審査会の医師の応援によつてかろうじて支えられている実情であるが、この体制はすでに限界に達している。そこで、我が党が、昭和五十一年十月二十日参議院公害対策環境保全特別委員会での答脱質問において提案し、昭和五十二年八月八日付の星野力、香脱タケ子連名の質問主意書においてその実現を強く求めた、「少なくとも神経内科二名、眼科・耳鼻科・神経精神科各一名の合計五名からなる常駐医を検診センターに配置せよ」との提案があらためて真剣に問題にされなければならない。

(3) 環境庁は、常駐医の増員配置以外に検診業務促進の現実的な具体策があると思つてゐるのか。

(4) 環境庁は、検診センターへの常駐医の増員配置のため、いまこそ断固たる決意で取り組むべきではないか。

(5) 環境庁は、検診センターに少なくとも何名の常駐医を確保する計画を立て、その実現のためにどのような手立てを講じてきたか。また、右計画が立てられていないのであれば、今後「不作為の違法」状態早期解消のため、検診センターの充実強化に関する右のような計画を立てるつもりはないか。

(6) さらに認定審査についても、毎月審査件数が二二〇件でその内訳が順番待ち四割、保留

四割、繰り上げ二割という現状では、おのずから限界があるといふべきである。このため、とりあえずの措置として、認定審査会を二班制にし、審査件数も少なくとも現在の二倍以上にする等の具体的措置を講ずることがどうしても必要である。環境庁は認定審査促進のため、どのような具体策を講じようと考えてゐるのか。

(7) また、五〇〇〇人に近い未処分者が滞留している現状では、日常的な検診・審査体制の充実強化策(これはあくまでも基本であるが)だけではその解消は事実上困難と思われ、これを補完する措置として、夏期などの一斉検診・集中審査の特別体制をとることも「不作為の違法」状態の早期解消にとつて必要である。この場合、昭和四十九年七、八月にかけて実施された一斉検診の経験のように、被害者の苦情・不満が続出するようなら、被害者にはならない。過去の経験を生かし、被害者に心よく受け入れられるような実施方法を検討し、夏期一斉検診の実施を計画すべきではないか。

二 チソ株式会社社の認定患者森本興四郎氏(故人)への補償棚上げ事件について
 本件に関する概要は以下の通りである。

故森本興四郎氏は、昭和四十九年二月二十三日に認定申請し、同年八月十六日に保留となり、翌五十年九月十九日に棄却処分された。その後、五十二年一月九日に再申請するとともに、同年三月十九日、チソ株式会社を被告とする損害賠償請求訴訟(以後「水俣病第二次訴訟」と総称する)を起した。しかし、七月十八日、同氏は病状悪化により死亡され、同氏の遺体は鹿児島県出水市立病院にて鹿児島大学医学部第二病理の医師三名によつて病理解剖された結果、有機水銀中毒が証明された。この結果をうけて、鹿児島県公害被害者認定審査会は、同氏の生前の臨床症状は有機水銀中毒によるものであ

ることを認める医学判断を県知事に答申し、昭和五十二年九月五日付で鹿児島県知事が同氏を水俣病と認定する行政処分を行ったものである。

同氏の遺族森本正安氏は、同年九月三十日、熊本地方裁判所を通じて、チッソ株式会社に対して、「和解」の申し入れを行い、かつ、水俣病被害者の会と本社との間に締結されている「契約書」及び「協定書」に則して損害賠償金を支払うよう再三申し入れている所である。

しかし、チッソ株式会社は、故森本興四郎氏の認定に伴つて、同氏の遺族に対して民事上の損害賠償責任が発生したにもかかわらず、「和解」を拒否し、さらには、同年十一月二十四日には鹿児島県庁に対して認定審査資料の一切の提出を求める「文書送付嘱託の申立」なるものを熊本地方裁判所に起すなど、以後、今日に至るまで五ヶ月にわたつて慰謝料等の支払いを履行していないものである。

「弊社は、水俣病補償完済」という社会的責任を全うしたと云ふが、「原因者としての責任を痛感し、現在患者補償の完済を第一の経営目標に掲げ、これを果すため懸命の努力を傾注」とか、さらには、「何とか患者補償の責任を完済したいと念願する」等々の言明とは逆に、チッソ株式会社が認定患者故森本氏に対してとつては、民事責任の棚上げ、回避の態度は極めて遺憾であり、即時あらためさせなければならぬものである。ここに二月二十二日の「調査して善処する」との答脱質問に対する環境庁長官の答弁がどのように実行されたかについて以下の質問をする。

(1) 公害健康被害補償法第四十四、第四十五条の規定により組織されている鹿児島県公害被害者認定審査会の意見を聞いて、同県知事が法第四条二項の認定処分を行った故森本興四郎氏とその遺族に対して、チッソ株式会社がとつている事実上の補償拒否あるいは棚上げの態度は、「迅速かつ公正な保護」をうたう補償法の目的に著しく背馳するものであつて、到底みすこしておくわけにはいかない問題であると思うがどうか。

(2) チッソ主張の通り、一度は棄却処分された故森本氏が、再申請後、遺体病理解剖の結果、水俣病に「逆転認定」されたことは、種々の疑問があり、一切の認定審査資料の送付を受けて検討し納得した上でなければ補償金を支払うかどうかの判断はできない」というのであれば、公害健康被害補償法に基づく被害補償の秩序は大幅に崩れることになるのではないか。

(3) 故森本氏の場合、生前の臨床症状の主なものは、運動失調、知覚障害、視野異常、聴力障害などが検診の結果認められていたが、鹿児島県公害被害者認定審査会は、これらの臨床症状は「脳動脈硬化症」、「変形性脊椎症」、「右慢性中耳炎」、「白内障」の四疾患により「説明できる」として、「水俣病ではない」旨の医学判断を行った。しかしながら、同氏死亡後、病理解剖を行った結果、有機水銀中毒の病変を証明することとなつたため、同氏の生前の臨床症状は有機水銀中毒からくるものであることが認定審査会の全員一致して承認する所となり、いわゆる「逆転認定」が成立したものである。

そこでどうか、およそ現代医学の水準からみて、疫学的諸条件をほぼ満たす本症例のような場合、臨床処見だけによる判断には困難さは伴うとしても、病理解剖処見による医学判断以上に厳密かつ高度の証明が保障される手段が他にないと考えているか。

(4) チッソ株式会社が、右態度を固執する真の理由は、現在係争中の水俣病第二次訴訟の原告が、ほぼ故森本氏と同様、有機水銀中毒様の臨床症状を有し、過去に汚染魚介を多量に食している等疫学的諸条件もほぼ満たしているケースであり、しかも、その多くが県認定審査会によつていわゆる「変形性脊椎症」、「脳動脈硬化症」、「高血圧」、「白内障」などの疾患名を附されて棄却されている者から構成されているため、もし、一度は「変形性脊椎症」、「脳動脈硬化症」等で「説明できる」として棄却された故森本氏の「逆転認定」を認めるならば、同氏とほとんど区別がたい他の原告も同様に水俣病である可能性が濃厚となるからである、と解さざるをえない。すなわち、今日、「変形性脊椎症」、「脳動脈硬化症」等の疾患名を附して棄却している症例の病像こそ、発生後二十年余を経過した慢性期の水俣病の病像そのものであるとの論理的帰結になるからであり、したがつて、チッソ株式会社の態度の背景には、水俣病第二次訴訟の行方が深く関係しているものと解さざるをえない。

チッソ株式会社が、一方において、森本氏の「逆転認定」を否認し補償を棚上げし続け、他方で第二次訴訟原告への「鑑定申請」を行つて裁判引きのばしを行つているなどの一連の事實は、チッソの真の狙いがどこにあるかを示している。

しかし、チッソの側の理由と狙いがどうあるとも、すでに認定処分された被害者に対する補償は、それとは切り離して厳格に実施されなければならない。これを棚上げし続けているチッソに対して、環境庁はただちに「協定書」等に従つて補償金を支払うよう厳しく指導すべきではないか。

二月二十二日の参議院公害対策環境保全特別委員会において、環境庁長官は「調査して善処する」と答弁したが、その後の調査の結果及びそれに基づくどのような処置が講じられたか、具体的に示されたい。

以上の諸点について明確な答弁をされるよう、重ねて強く要望する。

昭和五十三年三月十七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員渡辺武君外一名提出水俣病被害者の補償問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員渡辺武君外一名提出水俣病被害者の補償問題に関する質問に対する答弁書一について

(1) 水俣病の認定業務の促進については、最善の努力を払つてまいり所存である。

(2) 常駐医の確保を始めとする水俣病検診センターの機能の充実強化については、かねてから熊本県とともに積極的に努力してきたところである。

昭和五十三年度予算の政府原案においても、検診施設整備補助金一億五千万円を新規計上するとともに、検診機器の整備費補助を新たに行う等の措置を講じているところである。

水俣病に関する専門の医師は極めて限定されており、常駐医の確保については非常に困難な現状にあるが、引き続き最大限の努力を払つてまいりたい。

(3) 水俣病の認定業務の促進のため、引き続き認定審査会委員の一層の協力を得て審査日数の増加を図る等審査件数の増加が図れるよう熊本県を指導してまいりたい。

(4) 御指摘の一斉検診等については、患者及び専門医師の協力を得て準備体制が整うならば実施できるものと考えている。

二について

(1)、(2)及び(4) 本件について調査したところ、御質問の補償金は、水俣病被害者の会開田幸雄会長とチッソ株式会社島田賢一社長（代理野口朗専務取締役）との間で締結された昭和四十八年十一月十五日付けの契約、同年十二月二十五日付けの協定等の履行に係るもので

あり、かつ、本件に関しては、現在、別途民事訴訟が提起されている事情もあるので、御質問の補償金については両当事者間において速やかに解決が図られるべきものであると考へる。

(3) 公害健康被害認定審査会は、認定等に関する、医学その他専門的見地から意見を述べ、機関として設けられているものであり、個別の事例について同審査会が下した判断に立ち入って意見を申し述べることは差し控えている。

株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年三月四日

内藤 功

参議院議長 安井 謙殿

株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問主意書

一 質問の趣旨

(一) 神奈川県厚木市に本社のある株式会社せきや(以下単に会社という)は、日用品雑貨及び総合食品の販売を営む会社(いわゆるスーパー・マーケット経営)で、県下に七店舗を有し、従業員約二〇〇名を使用している資本金三、六〇〇万円の株式会社である。

(二) この会社に勤務していた佐藤恒夫氏は昭和五十一年五月一日に解雇されたため、同人は厚木労働基準監督署に対し、本件解雇及び職場の労働条件について、労働基準法等違反である旨の申告をした。

(三) 同署は調査の結果

1 昭和五十一年一月五日本件解雇は労働基準法第三条違反の疑いがあり、かつ、同法

第二条違反であるから解雇を撤回するようた。との指導を文書をもつて会社に対し行つた。

2 また同署は昭和五十一年五月一日、同月二六日及び六月一日に会社の各事業所において、労働基準法第三七条等、労働安全衛生法第二三条等並びに最低賃金法第五条等違反の事実ありとして是正勧告及び指導を行つた。

3 佐藤恒夫氏の解雇問題について、同人の所属する全日本自由労働組合(以下単に組合という)と会社との間で、数回の団体交渉の結果、昭和五十二年四月一六日「解雇を撤回し、原職に復帰させ、かつ和解日をもつて店舗管理課長に就任させる」旨の協約が神奈川県横浜労政事務所の立会の下で締結された。

4 ところが、会社の代表取締役関屋勲氏は、その後になつて、代表権を中川成克氏(中川浅二・全国乗用自動車連合会副会長の長男)らに移譲したことを主たる理由に、右協約を履行せず、その後、協約の破棄通告をしてきた。そのため、組合は厚木労働基準監督署に右事実につき申告したところ、同署は調査の結果、昭和五十二年六月一日、六月二八日及び二月一七日に会社に対し、労働基準法第二条違反であるから、労使間の「確認事項」通り履行するよう口頭で指導した。

5 以上の如く労働基準監督署の文書及び口頭による数度の是正勧告と指導が発せられているにもかかわらず、会社は全くこれに従わず、法令違反の状態がいまだに放置されたままになつてゐる。このような事態は社会的にも政治的にも到底許されるものではない。

6 よつて、かかる企業に対し、政府関係機関による何らかの制裁措置ないしは行政指導

導を行つことが出来ないかどうか、以下の通り質問する次第である。

二 質問事項

(一) 前記一(一)項にある通り、本件解雇につき、労働基準法違反として会社に対して「指導票」が交付されているにもかかわらず、これに従わない。このような監督署の文書による指導にも従わない会社に対し、何らかの制裁措置を科し得ないか。また何らかの行政指導を行う考えはないか。この点の政府の見解をお尋ねしたい。

(二) 同一(一)項にある通り、本件解雇に関する労働協約の不履行につき、労働基準法違反として監督署より口頭による指導が会社に対して行われているが、これに従わない。この点につき前項同様、政府の見解をお尋ねしたい。

(三) 同一(二)項にある通り、会社の各事業所における労働条件につき、各種法令違反ありとして是正勧告書と指導票が交付されているが、会社はこれを遵守せず、是正しようとなない。このような文書による是正勧告にも従わない会社に対し、第(一)項と同様、政府の見解をお尋ねしたい。

昭和五十三年三月十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員内藤功君提出株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員内藤功君提出株式会社せきやの労働基準法等の違反に関する質問に対する答弁書

二について (一)及び(二) 労働基準監督官等が使用者等に交付

する指導票は、改善することが望ましいと判断される事項について指導助言等を行うためのものであり、本件に関して交付された指導票もこの趣旨のものである。

また、昭和五十二年四月十六日に成立した和解の遵守についての指導は、本件が労使当事者間で円満に解決されることが望ましいという見地から行つたものである。

これらの指導は、法的強制力をもつものではなく、これに従わない場合にも制裁措置をとることができない。

しかし、本件については、右指導票の交付後、労使当事者間で交渉が行われ、和解が成立した経緯もあり、政府としては、必要に応じ、今後とも指導助言を行う考えであるが、労使当事者により円満に解決されることを期待している。

(三) 株式会社せきやに対して実施した監督において、法令に違反するとして是正勧告を行つた事項であつて、まだ是正されていないものについては、速やかに是正されるよう、必要に応じ、適切な措置をとつてまいりたい。

身体障害者にかかわる年金制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年三月六日

参議院議長 安井 謙殿

前島英三郎

身体障害者にかかわる年金制度に関する質問主意書

今国会において、年金に関する論議が盛んになされてゐる。わたしは、早急に年金制度の抜本的改善を図るとともに、それまでの間の施策として、当面、五十三年度において、老齢福祉年金を

少なくとも月額二万円まで引き上げる等の措置をとるべきと考えるものであるが、論議の重複を避け、障害者にかけられる年金制度について以下の諸点を質問するので、懇切なる答弁をされたい。

一 障害年金に対する基本姿勢に関し

政府は、年金制度の抜本的改善を図るため、年金制度基本構想懇談会、社会保障制度審議会等の意見を聞いて検討中であるとしている。しかし、昨年十二月、年金制度基本構想懇談会は「中間意見の要約」を発表し、また、社会保障制度審議会は「皆年金下の新年金体系」を建議した。これらの中において、障害年金については意見を述べておらず、特に社会保障制度審議会が「今回の建議においては障害年金についてふれなかったが、検討を要する問題である」と付言している。ついで、年金制度の抜本的改善を図るにあたり、障害年金の在り方をいかに考えるか、また、今後いかに検討していく方針であるか、政府の基本姿勢を明らかにされたい。

二 障害福祉年金の性格及び給付額の増額に関し

政府は、福祉年金及び五年年金等の経過的な年金について、今年いづれかをかけて検討を加え改善を図る旨、衆議院予算委員会において語りかえし答弁している。これに関連して次の二点につき伺いたい。

(1) 福祉年金は、経過の又は補完的な性格の年金とされているが、障害福祉年金についてはその考え方を改めるべきと考える。障害福祉年金の受給者は、その大部分が収入のない人々である。しかも、年齢は各層に広がっており、世帯主である人も少なくない。また、障害のために余分な支出を強いられる部分もある。このような実態を見れば、これらの人々は最も年金の支えを必要としていることは明らかである。加えて、将来において年金制度が成熟した後であつてもこうした状況におかれる人々がなくなることはない。以上の

見地から、障害福祉年金は、基礎的な年金の性格を持つものとして取扱うべきものと考えるが、政府の見解を示されたい。

(2) 右の見地から、障害福祉年金の給付額を大幅に増額すべきと考える。政府の調査においても、昭和五十二年四月における標準生計費は、東京の場合、一人世帯で六万五千円である。これに対し、障害福祉年金は、一般の場合その三分の一、二級の場合は四分の一以下という低額である。政府は、来年度において十パーセントの増額を図るとしているが、その程度ではとうてい最低限の生活をさへ維持することは出来ない。受給者の生活実態に鑑み、当面、拠出制の障害年金に近い水準まで引き上げる考えはないか。また、現行の給付額算出の根拠をあわせて示されたい。

三 福祉年金を受けられない人々の救済措置に関し

拠出制の障害年金受給者と同じ障害の程度にある二十歳以上の人で、拠出制の年金に加入せず、かつ、障害福祉年金の受給要件を満たさないため、どこからも給付を受けていない人が少なからず存在している。福祉の見地から、こうした人々の実態を把握し、何らかの救済措置を講ずる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 支給制限に関し

障害福祉年金等に定められている所得制限、併給制限等の支給制限は、法目的を實質的に損うようなものであつてはならないと考える。ついでに次の三点を伺いたい。

(1) 障害福祉年金の本人所得制限は、受給者の年齢が各層に広がっており、それぞれに自立への努力をしているところであるから、大幅に引き上げるべきと思うが、如何。また、現行の所得制限金額算出の根拠を示されたい。

(2) 現行の所得制限の定めによれば、前年の所得が制限額を超えると一年間支給停止となる。

る。これは、制限額をわずかに超える所得のあつた人が、福祉年金支給停止により、制限額を超えない所得の人と比較してかえつて不利になる。自立のため少しでも多くの所得を得ようとする者の意欲を殺すことのないよう、所得が制限額を超えた金額の二分の一を福祉年金から減額する等の方法に改善すべきと考えるが、その意思はないか。

(3) 併給制限に関しても右のような問題がある。併給制限の額をさらに引き上げるか、制限の方法を改善する等の措置をとる考えはないか。

五 生活保護との関連について

障害福祉年金は、生活保護との関係において収入と認定されている。これに対し、生活保護法において福祉年金と同額の障害者加算を行うことによつて補填するといふ方が講じられていた。ところが、昭和五十一年一月より、加算額が福祉年金を下まわることとなつた。障害者は、その障害の故に様々な余分の出費を強いられる現状に鑑み、従前通り同額加算とするか、もしくは、障害福祉年金と加算額の差額を収入認定からはずす等の方策を講ずべきと考える。障害補償の観点から政府の見解を伺いたい。右質問する。

昭和五十三年三月十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫
参議院議長 安井 謙殿

参議院議員前島英三郎君提出身体障害者にかかわる年金制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前島英三郎君提出身体障害者にかかわる年金制度に関する質問に対する答弁書

障害年金は、障害による所得の喪失又は減少に着目してなされる年金給付であるので、老齢による所得の喪失又は減少に対し所得を保障する役割を持つ老齢年金や他の社会保障施策との関係を考慮しつつ、今後の年金制度の基本的な在り方を検討する中で、その望ましい在り方について考えてまいりたい。

二について

(1) 障害福祉年金は、年金制度の中にあつて拠出制障害年金を補完する経過の又は補完的な年金給付であると考えているが、障害者福祉対策は、年金、各種手当等の所得保障施策及び在宅介護、施設入所等の社会福祉諸施策が相まって推進されるべきであるという観点に立ち、障害福祉年金の在り方についても今後検討を進めてまいりたい。

(2) 福祉年金の額については、昭和五十二年八月から、拠出制年金の物価スライド率九・四パーセントを上回る十一・一パーセントの引上げを実施したが、更に、昭和五十三年度において拠出制年金の物価スライド率七・六パーセント(見込み)を上回る十パーセントの引上げを図ることとしている。

福祉年金の額の大引上げは、拠出制年金とのバランス、財政上の制約からみて困難である。

三について

年金制度においては、制度に加入している者の相互連帯により、一定の保険料拠出要件を満たし、かつ、一定の障害状態に在る者に、障害年金を支給することとしている。

障害年金の支給要件については、その緩和に努めてきたところであるが、制度に加入していない者にまで救済措置を及ぼすことは、年金制度としては困難である。

なお、障害者福祉対策として、在宅の重度障害者に対する福祉手当の支給を初め、障害者の必要に応じ、在宅介護及び施設入所の両面から

各種施策を講じてきているところであり、今後ともこれら施策の充実を図つてまいりたい。

四について

(1) 障害福祉年金の本人所得制限については、昭和五十二年において受給者の所得の動向を勘案し、夫婦世帯の場合、年収で百五十三万円の限度額を百六十四万四千円に引き上げたが、更に、昭和五十三年においては、大幅に緩和し、夫婦世帯の場合、その限度額を年収で二百万二千円に引き上げを図ることとしている。

(2) 御質問のように個々の受給者の生活の状況を厳密に考慮して給付を行う制度は、一定の件に該当した者に所定の給付を行う年金制度にはなじみ難いと考え。現行の所得制限の方法を改めることは考えていない。

(3) 福祉年金は、本来、他の公的年金の支給を受ける者には支給しないことを建前としている。

しかしながら、現実には他の制度から低額の年金しか受けていない者がいることを考慮し、一定の限度額までの併給を認めているところである。

昭和五十三年においては、恩給等の動向を勘案し、その限度額を三十三万円から三十七万円に引き上げを図ることとしており、現行の併給制限の方法を改めることは考えていない。

五について

生活保護の障害者加算は、障害者の特別の需要に着目して基準生活費の一定割合の額を加算するものであり、この加算額は基準生活費の引上げに連動して自動的に引き上げられる（昭和五十三年においては十一パーセント引上げの予定）ことから、障害者の最低限度の生活の確保が図られているものと考えており、現行の加算方式を改める考えはない。

〔参照〕

三月六日議長において、左のとおり議席を変更した。

五四 林田悠紀夫君

第八号中正誤
百九十七ページ三段九行から十三行までは削るはずの誤り。

昭和五十三年三月十七日 参議院會議録第九号

昭和三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(代)
〒107